

外郭団体および公の施設見直し計画

平成21年(2009年)12月

滋 賀 県

はじめに

今日、我々の生活を取り巻く社会情勢の変化は著しく、急速な少子高齢化の進行や環境問題の深刻化、人々の価値観の多様化などを背景に、対応が求められる行政課題もますます複雑化しています。

こうした課題に適切に対応していくためには、現場に近いところで住民のニーズを的確に把握し、柔軟に対応していくことが必要であり、地方分権改革の流れの中で、近接補完の原則のもと、できる限り住民に身近な基礎自治体である市町を重視した行政の仕組みに変えていくことが重要です。また、これからは、県や市町のほか、地域やNPO、民間事業者など多様な主体が、それぞれの特徴を活かして互いに支え合う中で、より大きな力を発揮し、公共サービスを担っていく社会を目指していく必要があります。そうした「新しい公共」の観点にたって改革を進めていく必要があります。

一方、県では、厳しい財政状況や社会情勢の変化に的確に対応するため、いち早く行政改革に着手し、特に、平成10年度以降は、数次にわたる財政構造改革に取り組んできました。その間、平成15年度から職員給与のカットを実施するほか、県の政策的な経費も大幅に削減するなど、歳出全般にわたる大胆な見直しを進めてきたところです。

しかしながら、三位一体の改革などにより県の主要な財源である地方交付税が改革の効果を上回る規模で大幅に削減されたことなどから、県の財政状況は、依然として厳しい状況にあります。

さらに、昨年秋以降の世界的な景気後退の影響により県税収入が大幅に落ち込むなど、状況は一層深刻化しており、今後も、さらに厳しい財政状況となることを踏まえた対応が必要となっています。

県民の暮らしを守り、将来を見据え豊かさや幸せの実感できる魅力ある社会を構築していくため、限られた財源の中で様々な課題に適切に対応していけるよう、改めて施策全般にわたる一歩踏み込んだ改革に早急に取り組んでいかなければなりません。

こうした中、外郭団体や公の施設についても、これまでそれぞれの行政分野で県の施策推進において大きな役割を果たしてきましたが、団体や施設が設けられて以降、社会の状況が大きく変化し、また、公益法人制度改革や指定管理者制度の導入など制度面でも大きな改革が行われていることから、改めて外郭団体と公の施設の見直しを行政改革の重要な取組項目と位置付けて取り組んでいくこととしました。

今回の見直しを進めるに当たっては、滋賀県行政経営改革委員会において幅広い視点から見直しの方向性について検討いただいたところであり、平成21年8月21日に同委員会から「外郭団体および公の施設の見直しに関する提言」をいただきました。

県では、この提言の内容を真摯に受け止め、それぞれの団体や施設に関する具体的な見直し方針や取組内容を検討、整理し、本計画を策定したところであり、今後、社会経済情勢の変化や県としての施策の重点化などの状況も踏まえ、県民の理解を得ながら、この計画に沿った取組を着実かつ機動的に進めていきます。

目 次

外郭団体見直し計画

I 計画の概要	1
II 見直しの基本的な考え方	2
III 見直しの具体的な内容	4
IV 見直しを進めるに当たって	19

公の施設見直し計画

I 計画の概要	21
II 見直しの基本的な考え方	21
III 見直しの具体的な内容	22
IV 見直しを進めるに当たって	39

外郭団体見直し計画

外郭団体見直し計画

I 計画の概要

1 見直しの必要性

外郭団体については、外部組織としての効率性や柔軟性、機動性等を活かして施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきました。

一方、分権改革が進展する中、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で県政経営を進めていくことが求められており、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組んでいかなければなりません。

こうした中、外郭団体については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきましたが、特に近年、次に掲げるような大きな環境変化が生じていることから、改めて今日的視点から外郭団体のあり方や県の関わり方について見直しを行っていく必要があります。

<外郭団体を取り巻く環境変化>

○新公益法人制度改革の施行

団体の公益性の認定が明確化され、既存の財団法人および社団法人についても、経過措置期間内（平成25年11月30日）に新制度による法人に移行する必要があるとともに、税制面における優遇措置の拡充等により活動の促進が期待されています。

○指定管理者制度の導入

公の施設の管理を行ってきた団体については、公募による指定管理者の選定によって民間との競合関係が生じるようになっていきます。

○財政健全化法の施行

団体の財務状況が明らかになるとともに、県の健全化判断比率の一つである将来負担比率に団体の負債・債務の一部が反映されるようになりました。

○厳しさを増す県の財政状況

厳しい財政状況や社会情勢の変化等に対応した県の施策の見直しに伴い、団体に対する県の関与の見直しが不可避となっています。

2 見直し対象団体

外郭団体の見直しに当たっては、法令により県の関与の手続きが明確に定められているものを除き、県がその設立に関わり、県と人的、財政的に密接な関係を有している団体で県の行財政運営に一定の影響が想定されるものを対象とすることが適当です。

このため、本計画においては、地方自治法に基づく出資法人に対する権限や他の

出資者との関係も踏まえ、県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ県の出資割合が最も高い法人（独立行政法人を除く。）を「外郭団体」と定義し、見直しの対象とします。

3 計画期間

公益法人制度改革の経過措置期間や指定管理者として現在指定を受けている期間等を勘案し、平成26年度までを計画期間とします。

4 見直し計画の位置付け

外郭団体は、県から独立した経営体であることから、その見直しに関する取組は、団体自らがその必要性を認識し、主体的に取り組んでいくべきものです。

したがって、この計画に掲げる方針は、出資や人的・財政的関与を行っている県として外郭団体の見直しをどのように進めようとしているのか、その基本的な考え方を示すものであり、県は、今後、この計画に沿って、各団体に見直しを要請するとともに必要な助言、指導を行い、県民はもとより、団体や他の出資者の理解を得ながら改革に取り組んでいきます。

II 見直しの基本的な考え方

1 見直しの視点

外郭団体の見直しを行うに当たっては、今日の社会情勢等も踏まえ、様々な課題が複雑化する中で、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供するという観点から点検を行うことが必要です。

このため、団体が実施している業務そのものに着目し、①現在の社会や県民のニーズとの適合性、②民間事業者等での対応可能性、③公的部門として対応すべき公共性や公益性、④県の役割や政策方針との整合性、⑤施策目的を達成する上での効果性・効率性といった5つの視点から、外郭団体の存廃や効果的かつ効率的な団体のあり方などについて、ゼロベースで検討を行いました。

2 これからの外郭団体のあり方と県の関与について

外郭団体と県の関与のあり方については、近年の法制度の変更や県民意識の向上等を踏まえ、県民にとってより効果的かつ効率的な公共的サービスの提供という観点から、次のような方向を目指していきます。

(1) 今後の外郭団体のあり方

① 自立した経営機能の発揮

これまで外郭団体は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にありましたが、平成18年度に指定管理者制度が導入され、民間事業者との競合関係が生じてきたこともあり、自

主的、主体的な経営が求められるようになっていきます。

また、公益法人制度改革により、組織面や財政面での制度的充実が図られ、公共的分野における自主的、主体的な民間活動の展開が期待されていることから、今後は、県の人的、財政的支援に過度に依存することなく、自らの経営感覚を活かせる自立した経営体に転換していくことを目指していきます。

② 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、団体の運営にも大きな影響を及ぼすようになってきていることから、公共的分野における民間活動の担い手として団体が継続的に活動を展開していくためにも、団体自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して見直しを行い、固定的な業務の確実な執行を基本とした経営から、団体の目的に沿って、多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指していきます。

③ 透明性の確保

外郭団体は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、団体の活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、団体の実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指していきます。

(2) 県の関与のあり方

① 役割と責任の明確化

県の施策目的を達成するため、外郭団体の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と団体における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ外郭団体との役割分担とそれぞれの責任を明確にしていきます。

② 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

外郭団体は、民間事業者と同様、県から独立した経営体ですが、県が、施策目的を達成するため、人的、財政的関与などを通じて密接に関わっていることから、双方の関係については、積極的な情報開示等により十分な説明責任を果たしていくとともに、団体の自主性や主体性を尊重しつつ、効果的に目的が達成できるような連携・協力関係を構築していきます。

③ 経営状況の的確な把握

外郭団体は、自主的、主体的に活動を展開する独立した経営主体ですが、県は、出資者として団体が抱える課題に対して迅速に対処する必要があるため、その経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝えていきます。

Ⅲ 見直しの具体的な内容

1 個別団体についての見直しの方向

団体毎に検討を行った結果、以下に掲げるように、「廃止」、「統合」、「縮小」、「自立性の拡大」、「経営改善」および「抜本的経営見直し」の方向でそれぞれ見直しに取り組んでいきます。

(1) 廃止

次に掲げる団体は、団体が設立された当時から、社会情勢や団体の業務を取り巻く環境が大きく変化し、県民ニーズの低下や、より効果的な実施手法への転換が必要となっていることなどにより、団体で業務を行う意義が低下してきたことから、廃止の方向で見直していきます。

○(財)びわこ空港周辺整備基金

見直し方針	公益法人制度改革による新制度への移行期限までに、資金貸付事業の継続を前提として類似団体への事業引継等を行った上で、団体の廃止に向けて取り組みます。
具体的取組内容	事業廃止等による課題を整理するとともに、関係団体等との調整を行いながら、平成25年度までに団体の廃止に向けて取り組みます。

○(財)滋賀県下水道公社

見直し方針	これまで下水道普及率の急速な拡大を図るため、施設整備と維持管理を県と公社とで役割分担して実施してきましたが、今後は、増大する下水道資産に対して、建設から維持管理、改築更新までを一体的に捉えた計画的な資産管理を行っていく必要があります。 このため、公社が担ってきた施設管理に係るマネジメントの役割を県自身の役割として再編し、施設整備と維持管理の一元化を実現することで、下水道事業の推進体制の簡素化や機動性・柔軟性の向上を図り、効果的、効率的に事業を推進していくこととし、公社については、平成25年度末を目途に団体の廃止に向けて取り組みます。
具体的取組内容	① 下水道公社が担ってきた公的な機能を、平成23年度から段階的に流域下水道事務所に統合し、建設と管理の一元化した組織体制を構築するとともに、琵琶湖流域下水道の総合的かつ計画的な資産管理が出来る体制整備を検討します。 ② 下水道施設の管理方法の見直しに併せ、組織体制の見直しを行い、平成25年度末を目途に団体の廃止に向けて取り組みます。 ③ 団体の廃止に伴う雇用問題については、団体と協力しながら、県としても計画的に取り組めます。

○(財)糸賀一雄記念財団

見直し方針	財団の主たる業務が県の補助金により実施されているという現状から、より効果的・効率的な事業展開を図るため、表彰、調査研究等の財団事業を県で直接実施することについて検討を行い、平成24年度を目途に団体の廃止に向け関係者の合意形成への取り組みを進めます。
具体的取組内容	<p>① 平成22年度に財団、出資者等による検討会を設置し、表彰、資料（糸賀氏、田村氏、池田氏等関連資料）収集・整理および調査研究等の財団事業を県で直接実施することについて検討します。</p> <p>② ①の検討結果を踏まえ、平成24年度を目途に団体の廃止に向けた関係者の合意形成に取り組みます。</p>

○滋賀県住宅供給公社

見直し方針	住宅宅地分譲事業については、民間市場において住宅供給が充実していることから当初の目的を達成していると考えられるため、賃貸住宅管理事業、県営住宅管理代行業等については、新たな管理形態に移行し、公社については、平成24年度の廃止に向けて取り組みます。
具体的取組内容	<p>① 平成21年度に県と公社で検討チームを設置し、下記について検討を行い、平成22年度に方針を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未分譲宅地・住宅の売却の促進策および最終処分方法 ・賃貸住宅の資産の譲渡方法 ・県営住宅管理の新たな管理方法 ・廃止に向けた資産の処分方法、債権・債務の引継ぎ方法 <p>② 方針に基づき、資産の処理等を進め、平成24年度の団体の廃止に向けて取り組みます。団体の廃止に伴う雇用問題については、団体と協力しながら、県としても計画的に取り組みます。</p>

(2) 統合

次に掲げる団体は、業務を同種の業務分野の団体において実施することにより、さらに効果的な事業展開が期待されることから、統合の方向で見直していきます。

○(財)滋賀県障害者雇用支援センター

見直し方針	障害者雇用支援センターの事業に係る国制度が変更されたことから、団体で実施している就労移行支援事業と働き・暮らし応援センター事業を、新設される社会福祉法人へ機能統合して自立的な事業展開を図ることとし、団体については、平成22年度末の廃止に向けて取り組みます。
具体的取組内容	① 就労移行支援事業と働き・暮らし応援センター事業について、新設される社会福祉法人への機能統合に向け、平成21年度から関係機関との調整を行います。 ② 平成22年度中に団体の解散に向けた検討および事業の移行手続きを行い、平成22年度末に法人解散により団体を廃止します。 ③ 平成23年4月1日より、団体の事業を新設社会福祉法人に移行するとともに、解散法人の残余財産の清算手続きを行います。

(3) 縮小

次に掲げる団体は、社会情勢の変化とともに団体の業務に対するニーズが変化してきたことなどから、より効果的かつ効率的な活動を行っていくため、業務等の縮小の方向で見直していきます。

○滋賀県土地開発公社

見直し方針	近年の公共事業の減少傾向を背景として、公共用地先行取得業務の必要性が低下していることから、その縮小について検討を行い、公社保有土地の処分計画を策定し処分を進めるとともに、廃止を視野に入れた、土地開発公社業務の課題整理と対応検討を行い、平成 25 年度に方針を策定します。
具体的取組内容	① 平成 22 年度に公共用地先行取得業務の縮小について、庁内関係課による検討会議を設置し、検証・見直しを行います。 ② 長期未利用地について、平成 22 年度に県有財産活用検討会議において集中的に検討し、平成 23 年度を目途に処分計画を策定し、処分に努めます。 ③ 既に着手している竜王岡屋地区の工業団地開発については、景気や企業誘致の動向を見極めながら進めることとし、他の未利用地についても、開発の可能性について、調査・検討します。 ④ 未利用地の処分の見通しが立った段階で、県と公社による検討会議を設置し、廃止を視野に入れた公社業務の課題整理・対応検討を行い、平成 25 年度に方針を策定します。

○(財)滋賀県文化振興事業団

見直し方針	平成 22 年度に公益財団法人への移行を進め、その後の経営状況や事業展開などを検証するとともに、しが県民芸術創造館のあり方、文化産業交流会館の運営のあり方および希望が丘文化公園の運営改善の検討結果を踏まえ、団体のあり方について平成 23 年度までに方針を決定します。
具体的取組内容	① 平成 22 年度に公益財団法人への移行を進めます。 ② 公益財団法人へ移行後は、団体の自主的・主体的な活動が一層期待され、経営状況等に変化が出てくることから、その効果や課題等を検証していきます。 ③ しが県民芸術創造館のあり方、文化産業交流会館の運営のあり方および希望が丘文化公園の運営改善に係る県の検討結果を踏まえ、団体の文化芸術部門と(財)びわ湖ホールとの統合も含め、団体のあり方について平成 23 年度までに方針を決定します。

○(財)滋賀県動物保護管理協会

見直し方針	将来的には県の直営化を行うこととし、平成23年度までに移行に向けた方針を定め、それまでの間は業務の効率的な執行を図るため、段階的に業務の縮小を進めます。
具体的取組内容	① 直営化に向けた方針を平成23年度までに策定します。 ② 動物保護管理業務や動物フェスティバルをはじめとする動物愛護普及啓発事業について見直しを行い、段階的に業務の縮小を進めます。

○(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金

見直し方針	平成23年度までに公益財団法人への移行を進め、基金事業については、その検討に合わせて事業の整理を行うとともに、農地保有合理化事業については、農地法等の一部改正により義務化される市町での農地利用集積円滑化事業の動向を踏まえ、県法人の役割を見極めて事業のあり方を見直します。
具体的取組内容	① 平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。 ② 公益財団法人への移行の検討の中で、基本財産や運用益の効果的な活用の観点から、基金事業について既存の事業や新規事業の必要性等の検証を行い、事業の整理を行います。 ③ 農地保有合理化事業については、農地法等の一部改正により義務化される市町での農地利用集積円滑化事業の動向を踏まえ、県法人の役割を見極めて事業のあり方について見直しを行います。

○(財)滋賀県建設技術センター

見直し方針	公共工事にかかる市町職員の技術力向上など品質の高い公共工事の適正な執行を図るため、市町への業務支援に重点を移す方向で業務の見直しを進め、平成23年度に次期中期経営計画を策定します。 なお、市町職員の技術力の向上が図られ、市町支援業務の必要が見込めない場合には、将来的に廃止を含めて団体のあり方を検討します。
具体的取組内容	① 設計積算等公共工事施行にかかる支援業務の一層の効率化を進めるとともに、材料試験の業務効率の改善と公的な検査機関として信頼度の一層の向上を図ります。 ② 市町のニーズの把握等とそれに即した支援業務の開発と普及を進め、業務全体の見直しを進めます。 ③ 業務の見直しや効率化の成果を検証するとともに、今後の団体のあり方について検討し、平成23年度に次期中期経営計画を策定します。

○(財)滋賀県体育協会

見直し方針	平成24年度までに公益財団法人への移行を進め、組織体制の強化や税制優遇策も活かした財政基盤の強化による経営の自立化を図るとともに、指定管理受託施設見直しの状況も踏まえた業務や組織体制の見直しや県のスポーツ振興を推進する中核団体としての役割の検討を行い、平成24年度に次期中期計画を策定します。
具体的取組内容	<p>① 平成24年度までに公益財団法人への移行を進め、協賛企業の拡大を図り、財源の確保に努めます。</p> <p>② 指定管理受託施設の見直しの状況を踏まえるとともに、一定広域の県内指定管理施設への公募に民間企業とのコラボによる参入を検討し、業務や組織体制の見直しを行います。</p> <p>③ 「安全・安心・快適・信頼」を提供する事業を展開し、一層の県民サービスの向上に努めます。</p> <p>④ スポーツキャンペーン事業を含め、これまでの事業コストにかかる経費を見直し、受益者負担を基本とする事業形態にします。</p> <p>⑤ 現行の中期経営計画の取り組みを評価するとともに、県のスポーツ振興を推進する中核団体としての役割を検討し、平成24年度に次期中期計画を策定します。</p>

(4) 自立性の拡大

次に掲げる団体は、公益法人制度改革への対応や団体自体の性格、財務構造等に応じ、県以外からの財源確保や民間ベースでの事業展開、自己資本による持続的な経営の確立などを進めていく必要があることから、団体の自立性を拡大する方向で見直していきます。

○(財)滋賀県消防協会

見直し方針	自主的な経営改善を進め、県の補助金の縮小など県の関与のあり方を見直すとともに、公益財団法人への移行や市町の合併、自助共助による地域防災力の進展の状況などを勘案しながら、団体のあり方や組織の見直しについて検討を行い、平成23年度までに経営計画を策定します。
具体的取組内容	<p>① 県の補助金の縮小など、県の関与のあり方を見直します。</p> <p>② 平成24年度までに公益財団法人への移行について検討し、方針を定めます。</p> <p>③ 市町合併の状況や地域防災力の状況を踏まえ、団体のあり方や組織の再編、適正な事業執行について検討し、平成23年度までに経営計画を策定します。</p>

○(財)淡海文化振興財団

見直し方針	平成23年度までに公益財団法人への移行を進め、公益財団法人としてのメリットを活かし、民間資金を積極的に導入する等、県費補助だけではない財源の多角化により自立性を高め、県の関与を縮小するとともに、民の立場から市民活動団体の自立支援や人材育成等を効果的に進める上で、団体の役割を検証し、あり方を検討します。
具体的取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。 ② 市民ファンド（民間寄付による基金）の制度設計を平成21年度に行い、賛同者・寄付の募集、戦略的広報等を前倒しで進め、税制優遇措置を受けられる平成23年度に正式発足させ、民間資金の導入を進めます。 ③ 平成25年度に民間資金の導入状況や事業・組織等を含めた公益財団法人としての運営状況、役割について分析、評価し、団体のあり方について方針を定めます。

○(財)びわ湖ホール

見直し方針	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの指定管理者として、引き続き県民に開かれた劇場運営を目指し、団体の活動に対する県民理解の促進に努めるとともに、平成22年度に公益財団法人への移行を進め、寄付や助成金等の確保に取り組み、団体の経営の自立性を高めることにより県の関与を縮小します。
具体的取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 「中期経営計画」に基づき、優れた舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、県民により身近なホールとなるよう劇場運営を行います。 ② 平成22年度に公益財団法人への移行を進めます。 ③ 公益財団法人化による税の優遇措置制度のメリットを生かせるよう、寄付金確保の体制づくり、民間資金の導入等を検討するとともに、平成23年度に次期中期経営計画を策定します。その計画期間中に民間資金の導入状況の検証を踏まえ、団体運営のあり方を検討します。 ④ (財)滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門との統合について検討し、平成23年度に方針を決定します。

○(財)国際湖沼環境委員会

見直し方針	財団において、平成22年度に公益財団法人への移行を進め、国内外からの民間資金の導入を積極的に進めるとともに、受託収入や運用収入の確保を図り、経営の自立化に向けて取り組みます。
具体的取組内容	<p>① 平成22年度に公益財団法人への移行を進め、税制面の優遇措置を得て、寄付による民間資金を確保しやすい条件整備を行うとともに、平成22年度に方針を策定し、国内外の水や衛生に関連した企業等に積極的に働きかけます。</p> <p>② UNEPや世界銀行等が発注する高い収益率の見込まれるコンサルタント事業を数多く受託できるよう、調査研究活動の見直しを行います。</p> <p>③ 有価証券の運用効率化により、運営資金の増収を図ります。</p> <p>④ 「中期経営改革方針」(平成20年度～平成24年度)の取組結果に対する評価を行うとともに、平成24年度に方針の見直しを行います。</p>

○(社福)滋賀県社会福祉事業団

見直し方針	自主的、主体的な経営を進めていくため、経営改革を促進するよう支援するとともに、県の関与を段階的に縮小します。
具体的取組内容	<p>① 事業団を指定管理者としている県立社会福祉施設(8施設)について、平成23年度から公募による移管等を行います。</p> <p>団体の雇用問題については、団体と協力しながら、県としても取り組みます。</p> <p>② 経営改革の促進を支援するため、事業団からの要請に基づき、一定期間、県職員を派遣します。</p> <p>③ 平成22年度から事業団と協議の上、事業団の決定に基づき、段階的に県の出資割合を縮小します。</p>

○(財)滋賀県産業支援プラザ

見直し方針	<p>企業や団体等の理解と協力を得て、引き続き職員派遣を受け入れ、組織体制の充実を図るとともに、平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。</p> <p>また、競争的外部資金の獲得のほか、自主事業への取り組み、受益者負担を伴う事業の拡充、民間資金の受け入れなど、経営基盤の強化により県の関与を縮小します。</p>
具体的取組内容	<p>① 平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。</p> <p>② 業績評価制度の本格的な運用とともに、「中期経営計画」の評価・分析を踏まえて、平成23年度を目途に次期経営計画を策定し、効果的・効率的な事務執行に努めます。</p> <p>③ 常に事業に見直しを加え、管理的経費の徹底した節減に努めるとともに、経済産業省、文部科学省などの競争的外部資金の獲得に積極的に取り組むなど、財務体質の強化に努めます。</p> <p>また、公益法人の枠組みの中で、自主事業への取り組みや受益者負担を伴う事業の拡充などに取り組めます。</p> <p>④ 企業、団体等の理解と協力を得て、派遣職員の継続的な受け入れを図ります。</p>

○(社)びわこビジターズビューロー

見直し方針	<p>平成23年度までに公益社団法人への移行について方針を定めるとともに、社団としての特性を踏まえ、会費を含めた民間資金導入の拡充・活用により経営基盤を強化し、県の関与を縮小します。</p>
具体的取組内容	<p>① 公益社団法人への移行についてのメリットを検討した上で、平成23年度までに方針を定めます。</p> <p>② 平成21年度を目途に中期計画を策定し、経済状況の好転にあわせた会費等の見直しのほか、広告収入や事業実施負担金の拡大など、民間資金の導入について検討し、自主財源の拡充を図ります。</p> <p>③ 民間企業からの派遣職員を今後とも積極的に受け入れ、民間の経営感覚を活かした販路拡大、誘客促進を進めます。</p>

○(財)滋賀県陶芸の森

見直し方針	財団が培ったネットワークやノウハウを活かした産業振興事業の充実強化や施設利用の拡大を図るとともに、平成23年度までに公益財団法人への移行を進め、財団自ら主体的に経費節減と収入増に取り組むことにより経営の自立化を図り、県の関与を縮小します。
具体的取組内容	<p>① 国際的な陶芸家のネットワークや芸術的センス、デザイン力などを活用し、平成22年度から、信楽焼産地と連携して新たな信楽ブランドの創出に努めるとともに、巡回展の機会などを活用して信楽焼の販路開拓や観光客の誘客促進を図ります。</p> <p>② 平成23年度までに公益財団法人への移行を進めるとともに、中期経営計画の評価・分析を行い、次期経営計画を策定して、施設の効率的な管理運営による経費節減や民間資金の導入などによる収入増に努めます。</p> <p>③ 平成22年度における指定管理者の募集に向けて、県の人的・財政的関与の縮小を早期に実行します。</p>

○(財)滋賀県国際協会

見直し方針	平成23年度までに公益財団法人へ移行し自主財源の確保に努めることなどにより、県の関与を縮小するとともに、県域の中核的組織としての役割を踏まえて事業の見直しを行い、県補助事業の一部自主事業化についても検討し、平成22年度に、新たな中期計画を策定します。
具体的取組内容	<p>① 平成23年度までに公益財団法人への移行を進めます。</p> <p>② 外国籍住民の支援のための寄付金の募集および先進的な取組については、民間資金の確保に努めるとともに、会員特典などの魅力を高めることにより会員拡大に努めます。</p> <p>③ 団体採用職員を管理部門へ登用するなど専門職員を中心とした運営に見直します。</p> <p>④ 現行中期計画を評価した上で、県域の協会として情報提供、調査研究、サポート機能、パイプ機能、コーディネート機能に特化した中期計画を平成22年度に策定します。</p> <p>⑤ 県の補助事業については、関係機関との調整を進め、平成22年度から一部自主事業化を行います。</p>

○(財)滋賀県水産振興協会

見直し方針	琵琶湖漁業の振興に向け重要魚介類の生産放流を県と連携して実施する団体の役割を踏まえつつ、平成25年度までに公益財団法人への移行を進める中で、効率的かつ効果的な事業の実施などを含め、持続的な経営のあり方について検討し、必要な事業の見直しを行います。
具体的取組内容	① 平成25年度までに公益財団法人への移行を進めます。 ② 公益財団法人への移行にあわせて、効率的かつ効果的な事業の実施や組織体制等を含め、持続的な経営のあり方について検討し、必要な事業の見直しを行います。

○(財)滋賀県暴力団追放推進センター

見直し方針	平成22年度までに公益財団法人への移行を進め、特別賛助会員の拡大等により事業資金の獲得を図るとともに、業務評価制度を導入して、より自立性の高い事業活動を展開します。 また、相談業務については、全国の暴追センターや近隣府県との情報交換および警察からの情報提供等を活用し、一次的に警察が介入出来ない民事紛争等の民間の受け皿として重点的に対応するなど、役割を明確化して取り組みます。
具体的取組内容	① 平成22年度までに公益財団法人への移行を進めます。 ② 特別賛助会員数の拡大については、新公益法人移行に伴う寄附金の税制優遇措置があることや会員であることに付加価値を設けることで加入効果を高めるとともに、月単位で獲得目標を立て、確実な達成に取り組みます。 ③ 相談業務について、警察や滋賀弁護士会の民暴委員会との緊密な連携強化により、民事介入事件の被害者の支援、解決等のため役割を明確化し、実施要領および広報手段等の見直しを行います。 ④ 団体としてのあり方の検討については、暴力団対策法に基づき全国の都道府県に設置され、その業務についても法定されているという財団の性格を踏まえ、全国の状況を見ながら対応します。

(5) 経営改善

次に掲げる団体は、比較的自立的な経営が行われていますが、さらに効果的かつ効率的な経営を進めていく観点から、「経営改善」の方向で見直しを進めていきます。

○(財)滋賀県緑化推進会

見直し方針	平成 24 年度までに公益財団法人への移行を進め、家庭募金や企業募金に積極的に取り組むとともに、事業内容、財務諸表等の情報公開を一層推進し、透明性の高い経営を進める中で、県との役割分担を踏まえた滋賀らしい事業執行に取り組めます。
具体的取組内容	① 平成 24 年度までに公益財団法人への移行を進めます。 ② 基本財産の充実を図るため、国債、公債を中心に銀行定期預金を加え、安全性・確実性を重視した効果的な運用を進めます。また、家庭募金の周知啓発や企業募金の積極的な働きかけを行うとともに、賛助会員の拡大や広報誌等への企業協賛確保による広告料の増収を図ります。 ③ 中期経営計画（平成 21 年度～平成 25 年度）における 5 カ年計画の目標達成に向け、着実に事業を実施するとともに事業成果をホームページ等で明らかにしつつ滋賀らしい地域に密着した事業に取り組めます。 ④ 緑の募金運営団体について、他府県の組織のあり方や運営方法等の情報を収集し、効果的な財団活動について研究を行います。

○滋賀県道路公社

見直し方針	現行の中期経営計画(平成 20 年度～平成 24 年度)を踏まえ、維持管理の合理化、効率化に取り組むとともに、有料道路等のより一層安定した健全経営が維持できるよう、道路公社の今後のあり方も含めて検討し、平成 24 年度に次期経営計画を策定します。
具体的取組内容	① 現行の中期経営計画を踏まえ、不採算路線への対応も含め、健全経営維持の取組みとして、複数年契約の実施などにより経費の縮減に取り組み、維持管理の合理化、効率化を進めます。 ② 中期経営計画をもとに P D C A サイクルによる点検評価を行い、維持管理の合理化、効率化を進め、一層安定した経営に向け、今後の公社のあり方も含めて検討を行い、平成 24 年度に次期計画を策定します。

○(財)滋賀県文化財保護協会

見直し方針	発掘、保存管理等の本来の業務分野の充実を図るため、発掘・整理調査の受注範囲の拡大に取り組むとともに、安土城考古博物館においても当該分野を活かした事業展開を通じて収入の確保を図るほか、業務量の変動に柔軟に対応できるよう、業務量に見合った職員体制に見直すことにより経営改善を進めます。
具体的取組内容	<p>① 市町における埋蔵文化財調査等の支援要請に応え、平成22年度から、高度な技術を要する調査はもとより、民間開発業務全般を対象とした発掘調査・整理調査等の受託範囲の拡大を図り、より積極的に受託事業収入の確保を図ります。</p> <p>② 業務量の変動に柔軟に対応するため、引き続き業務量に応じた県派遣職員数の見直しや雇用期間付き職員等の雇用などを進めます。</p> <p>③ 安土城考古博物館については、事務事業の見直しを図り、経費の節減に努めるとともに、最新の発掘成果やトレンド等を活かした企画・展示等による入館者の確保やガイドブック・紀要の販売、図録の委託販売などにより、自主財源の確保を図ります。</p> <p>なお、次期指定管理者として選定されなかった場合には、人員配置、組織体制の見直しを図り、調査研究、保護、普及啓発等の本来業務への集中化に努めます。</p>

(6) 抜本的経営見直し

次に掲げる団体は、当初の事業計画から事業収益が大幅に悪化し、現時点で採算性についての見通しが立っていないことから、早急に団体の経営を抜本的に見直す方向で取り組んでいきます。

○(財)滋賀県環境事業公社

見直し方針	安定的な経営を確立するため、平成22年度に経営改革の方針を検討するとともに、平成23年度にはこの方針に基づき公社において中期経営計画を策定し、経営改革に取り組みます。
具体的取組内容	<p>① 平成22年度に経営改革の方針として営業方法やさらなる経費削減方策、廃棄物受入条件の緩和方策、公共関与による支援方策等のあり方について検討します。</p> <p>② この方針を踏まえ、平成23年度に公社において中期経営計画を策定し、経営基盤の確立を図ります。</p>

○(社)滋賀県造林公社・(財)びわ湖造林公社

見直し方針	公社のあり方や今後の対応については、現在も継続中である特定調停の結果等を踏まえて検討を行い、平成22年度に経営計画を策定するとともに、収益確保については県の施策と連携を図りながら取り組みます。
具体的取組内容	① 現在手続き中である特定調停の結果等を踏まえ、公社において「(仮称)造林公社経営計画検討委員会」を設置し、今後の公社のあり方等の検討を行います。 ② 平成22年度に経営計画を策定し、収益確保についても、県が現在進めている県産木材生産流通促進事業と十分な連携を図りながら取り組みます。

○(財)滋賀食肉公社

見直し方針	滋賀食肉センター設立後の経営内容を分析するとともに、公共性や公益性も踏まえた県の関与のあり方や今後の運営形態も含め、具体的な検討を行い、平成22年度上半期を目途に経営健全化計画を見直します。
具体的取組内容	平成22年度上半期を目途に(株)滋賀食肉市場が作成する経営改革プランに合わせ、経営健全化計画を見直します。

○(株)滋賀食肉市場

見直し方針	事業・経営分析を行い、経費削減や収入基盤の拡大に向けて取り組むとともに、平成22年度上半期を目途に経営改革プランを策定します。
具体的取組内容	事業・経営分析の結果を基に、平成22年度上半期を目途に経営改革プランを策定し、経費削減・収入確保の取組を実践します。

2 外郭団体の経営改革の推進

引き続き存続する外郭団体については、それぞれの分野における公共的活動の担い手としてその役割を發揮していくことが期待されますが、そのためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう団体の経営改革を推進していくことが必要です。

このため、県は、団体の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、団体への要請も含めて取り組んでいきます。

(1) 自主的・自立的経営の推進

① 組織体制

団体が県から独立した経営機能を發揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小していく必要があることから、団体の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直していきます。

また、県職員の団体への派遣については、団体の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、団体の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努めます。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を積極的に登用するような取組も促していきます。

② 財政基盤の強化

団体の自主性を高めていくためには、財政の自立性を高めていくことが必要不可欠であり、団体の継続的な活動を確保する観点からも県の受託事業や補助金等による財政支援に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要です。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等団体経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組んでいきます。

(2) 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

外郭団体が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開していくためには、将来的な団体のあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要です。

このため、団体において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした3～5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組んでいきます。

(3) 経営評価の実施

より効果的な事業展開を行っていくためには、活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に活かしていくマネジメントサイクルを確立していくことが極めて重要です。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、団体自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげる仕組みを設けるよう取り組んでいきます。

また、県としても、団体の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について出資者として評価する仕組みを設け、必要な対応を行っていきます。

(4) 情報公開の推進

県が関与している外郭団体については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高まっていることから、団体の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、団体自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供していくよう取り組んでいきます。

また、県としても、外郭団体に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供していきます。

IV 見直しを進めるに当たって

(1) 外郭団体採用職員の雇用問題への対応

外郭団体の見直しに伴う団体採用職員の雇用問題については、県から独立した経営体として、当該団体が主体的に対応していくことが基本となりますが、設立や運営に県が相当の関与をしてきた団体については、職員の再就職等に向けた団体の取組に対し、県民の理解が得られることを基本に、全庁横断的に県として可能な方策を検討し、計画的に取り組めます。

(2) 改革の推進に向けた仕組みの構築

外郭団体の見直しを着実に進めていくためには、各団体の理解と協力を得ながら、出資者として必要な対応を行っていく必要があります。共通した課題も想定されることから、県全体としての方針をもとに、進行管理や先進的な取組事例など、情報の共有化を行いながら取組を推進する体制を整備し、効果的に改革を進めていきます。

(3) 制度等の枠組みにとらわれない改革の推進

外郭団体の中には、法律や国の方針等をもとに、全国的な枠組みとして各都道府県に設置されているものがありますが、団体の実態等から見直しが必要なものについては、そうした制度等の枠組みにとらわれることなく、国等関係団体に積

極的に提案をしていくなど、あくまでも県民の視点に立って改革を進めていきます。

(4) 機動的な計画の見直しの実施

外郭団体のあり方については、社会情勢等の変化に対応して適時に見直しを行う必要があります。また、公益法人制度改革への移行期限が本計画の計画期間中に到来することから、新制度移行後の団体の状況、とりわけ、一般財団法人または一般社団法人に移行した団体については、活動内容や経営の実態等を踏まえ、計画を機動的に見直して取組を進めていきます。

また、本計画の計画期間終了後は、取組の成果を検証した上で、改めて見直しの必要性を検討していきます。

(5) 着実な取組の推進

見直し計画の着実な推進を図るため、毎年度、取組の進捗状況等を把握し、滋賀県行政経営改革委員会において助言等を受けるとともに、その内容やプロセスについての「見える化」を進める観点から、県のホームページ等を活用して県民に分かりやすく公表します。

公の施設見直し計画

公の施設見直し計画

I 計画の概要

1 見直しの必要性

公の施設については、県民ニーズに応じた行政サービスを提供する観点から、サービスの向上と効率的な管理運営に努めてきたところですが、県の財政状況などを踏まえて、平成17年2月に「公の施設の見直しについて」を策定するとともに、「新しい行政改革の方針（平成20年3月策定）」に基づき、施設の廃止等に取り組んできたところです。

しかしながら、現在、市町や民間等における施設が充実するとともに、地方分権改革が進展しています。改めて県が本来担うべき役割を見極め、ソフト施策も含めた効果的かつ効率的な施設運営という観点に立って、施設の必要性を含め、そのあり方について抜本的な見直しを行っていく必要があります。

2 見直し対象施設

本計画においては、平成20年3月「新しい行政改革の方針」で対象とした83施設のうち、既に廃止の施設や必置施設等を除く70施設を見直しの対象とします。

3 計画期間

指定管理者の指定期間等を勘案し、平成26年度までを計画期間とします。

II 見直しの基本的な考え方

1 見直しの視点

今回の見直しにおいては、今日の社会経済情勢の外、施設の設置目的、類似施設の整備状況、施設の利用状況といった施設の状況や、地方分権化により、基礎自治体重視が進んできたことから、広域の地方自治体として、民間や市町を補完する県の役割を踏まえ、当該施設により、県として引き続きサービスを提供する必要性について、次の視点からゼロベースで見直しを行いました。

また、存続が必要な施設についても、効果性や効率性の向上を図る観点から、管理運営のあり方について検討を行いました。

①施設機能の代替性

県施設とサービスの内容や水準が同程度の類似施設が整備されていたり、既存施設の工夫によって対応できるなど、施設機能の代替性が認められるものについては、県施設としての必要性を見直す。

②施設利用の限定性

施設周辺など特定の地域の住民や、特定の団体の利用が主となっているもの

については、県施設としての必要性を見直す。

③他施設との一体管理による効率性

県以外が運営する近隣の関連・類似施設と一体的に管理運営されることにより、県が管理するよりも、効果的・効率的運営が期待されるものについては、県施設としての必要性を見直す。

Ⅲ 見直しの具体的な内容

1 個別施設についての見直しの方向

施設毎に検討を行った結果、以下に掲げるように、「廃止」、「移管・売却」、「抜本的な見直し」および「運営改善」の方向でそれぞれ見直しに取り組んでいきます。

(1) 廃止

次に掲げる施設は、提供するサービスについて県以外の国や市町、民間にも代替機能があり、県立施設としての必要性が低く、または、老朽化により施設機能の維持ができないことから、廃止の方向で見直していきます。

なお、可能なものについては移管や売却の方向も含めることとします。

○滋賀会館

見直し方針	平成22年3月末をもって文化施設としては廃止します。
具体的取組内容	文化施設として廃止後の活用方針を引き続き検討し、入居者への説明を含め、できるだけ早期に県として必要な対応を行います。

○県民交流センター

見直し方針	設置当初に比べ県内各地に類似施設が整備され、一定の役割を終えたことから、公の施設としての機能を平成25年度末をもって廃止します。廃止後の施設の活用について、幅広く検討を行います。
具体的取組内容	① 施設の廃止に向けて、平成21年度からピアザ淡海入居機関との事務調整を行います。 ② 廃止後の施設の活用について、関係各課・ピアザ淡海入居機関・有識者による検討会を設置し、他の県施設の移転や民間への貸付・売却を含め、幅広く検討を行います。

○水環境科学館

見直し方針	水環境に対する学習・啓発については、類似施設があるため、移管や売却が可能な団体等がないか検討し、不調の場合は、平成23年度に施設を廃止します。なお、下水道に対する学習・啓発については、そのあり方の検討を行います。
具体的取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年度に、移管や売却が可能な団体等がないか検討します。 ② 廃止について地元および関係市町への説明を行います。 ③ 本格的な管理・経営の時代を迎え、下水道料金への理解や下水道の使い方といった、これまでの普及啓発ではない観点での啓発・教育活動が必要となっていることから、そのあり方について検討します。

○きぬがさ荘

見直し方針	<p>県立社会福祉施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、一定の役割を終えたことから、近い将来に廃止します。</p> <p>なお、現に入所している利用者の行き先については県が責任を持って確保することとし、行き先の確保のため、当面は指定管理者制度により運営します。</p>
具体的取組内容	平成21年度の廃止方針の決定に併せて、入所者の不安を払拭するため、十分な説明を行うとともに、転居先の対応は県が責任をもって行うなど廃止に向けた取組を行います。

○虎御前山教育キャンプ場

見直し方針	市町や民間に類似施設が整備されてきたことから、現在の指定管理期間内に虎姫町（長浜市）と施設の移管および民間への売却に向けた協議を行います。不調の場合は、廃止に向けた手続を行います。
具体的取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 虎姫町（長浜市）と施設の移管条件や民間への売却に向けた検討・協議を行い、平成23年度に移管・売却を行います。 ② 移管・売却が不調の場合は、虎姫町（長浜市）、土地所有者の財産区と原状回復に関する協議等の手続を行います。

○琵琶湖文化館

見直し方針	建設後半世紀経過し、収蔵庫・展示室も手狭となっておりますが、増改築が困難であり、新たな収蔵品の収集、保管、展示に影響を与えるため、現施設の機能は廃止します。別の展示保存施設の確保に努めますが、確保までの間、休館中の現施設において保管を継続します。
具体的取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 当分の間、現施設において保管を継続するとともに、収蔵品の活用を図るため、他の博物館等で展示等を行います。 ② 別の展示保存施設が確保できるまでの間、現施設の継続利用の適否について検討するため、必要な対応を行います。 ③ 琵琶湖文化館が果たしている機能を継承するため、別の展示保存施設確保のため基本的な考え方を整理し、財政状況等を踏まえながら、平成24年度までに検討を終えます。

(2) 移管・売却

次に掲げる施設は、利用者が特定の地域や特定の団体に偏っており、県域全体または広域的な利用を想定した中核施設としての必要性が低いことから、あるいは、県以外が運営する方が施設機能を十分発揮できることから、民間や団体、市町への移管・売却の方向で見直していきます。

また、移管や売却が不調となった場合は、原則として廃止の方向で見直します。

○きゃんせの森

見直し方針	利用者の大半が地元住民であり、現在の指定管理期間内に、米原市への移管について、協議し、不調の場合は、廃止を含め、施設・土地の活用のあり方を抜本的に見直します。
具体的取組内容	施設移管に向け、米原市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を行い、平成23年度に移管を行います。

○朽木いきものふれあいの里センター

見直し方針	近隣施設と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、現在の指定管理期間内に高島市と移管協議を行います。不調の場合には、廃止に向けた手続を行います。
具体的取組内容	施設移管に向け、高島市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を行い、平成25年度に移管を行います。

○三島池ビジターセンター

見直し方針	近隣施設と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、現在の指定管理期間内に米原市と移管協議を行います。不調の場合には、廃止に向けた手続を行います。
具体的取組内容	施設移管に向け米原市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。

○日野溪園

見直し方針	<p>県立社会福祉施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、老朽化した施設の整備や重度・重複障害者への対応等について十分配慮しつつ、公募により平成23年度から民間への移管を行います。</p> <p>なお、入所施設という特性から、移管後において利用者へのサービスが低下するなど著しい環境変化が生じないように留意します。</p>
具体的取組内容	平成21年度に、移管方針等を決定し、公募により移管先を選定し、平成23年度から民間への移管を行います。

○安土荘、長浜荘、さつき荘、福良荘

見直し方針	<p>県立社会福祉施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、老朽化した施設の整備等について十分配慮しつつ、公募により平成23年度から民間への移管を行います。</p> <p>なお、入所施設という特性から、移管後において利用者へのサービスが低下するなど著しい環境変化が生じないように留意します。</p>
具体的取組内容	平成21年度に、移管方針等を決定し、公募により移管先を選定し、平成23年度から民間への移管を行います。

○醒井養鱒場

見直し方針	<p>マス類の生産技術は民間でも対応可能であるため、養鱒事業の民間への移管を検討し、実現しない場合には、より一層効果的、効率的な運営方法を検討し、実施します。</p> <p>なお、引き続き試験研究事業については県が実施します。</p>
具体的取組内容	<p>① 事業の移管に向けての問題点等を検討するため、第三者を交えた検討会を開きます。</p> <p>② 検討会の結果を踏まえ、平成22年度に移管先の選定を行います。</p> <p>③ 醒井養鱒場におけるマス類生産販売、観覧事業、研修事業を平成23年度に民間へ移管します。</p>

○奥びわスポーツの森

見直し方針	<p>県域施設としての機能よりも、湖北地域のスポーツレクリエーション施設としての役割が大きいことから、現在の指定管理期間内に長浜市と移管協議を行います。不調の場合は多額の維持管理費用が発生する施設であるプールなどを閉鎖します。</p>
具体的取組内容	<p>① 施設移管に向け長浜市と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。</p> <p>② 移管が不調の場合はプールなど、一部の施設を閉鎖します。</p>

○荒神山少年自然の家

見直し方針	<p>地元の利用が多く、また、近隣に体育施設等もあり、効果的・効率的な運営が期待できることから、彦根市と移管について協議を行います。不調の場合には、抜本的見直しを行います。</p>
具体的取組内容	<p>① 施設移管に向け彦根市と必要な施設設備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。</p> <p>② 移管が不調の場合は、平成23年度以降の施設のあり方について検討を行い、抜本的見直しを行います。</p>

○栗東体育館

見直し方針	<p>特定の団体や一定の地元利用があることから、現在の指定管理期間内に栗東市と移管協議を行います。</p> <p>不調の場合には、廃止に向けた検討を行います。</p>
具体的取組内容	<p>施設移管に向け、栗東市と必要な施設整備等、移管条件の検討を実施し、平成23年度に移管を行います。</p>

○柳が崎ヨットハーバー

見直し方針	<p>利用者の大半が特定団体であることから、現在の指定管理期間内に利用団体と売却について協議し、不調の場合は、原則として廃止しますが、利用料金等を見直した場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。</p>
具体的取組内容	<p>① 施設利用者に説明を行うとともに、利用団体と売却について平成22年度までに協議します。</p> <p>② 売却が不調の場合は、原則として廃止しますが、施設使用料の見直しと施設改修費用の負担の見直し、および管理運営費用の縮減を図った場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。</p>

○伊吹運動場

見直し方針	地元の利用が多いことから、現在の指定管理期間内に米原市と移管協議を行います。 不調の場合には、廃止に向けた検討を行います。
具体的取組内容	施設移管に向け、米原市と必要な施設設備等、移管条件の検討を実施し、平成23年度に移管を行います。

○比良山岳センター

見直し方針	近隣施設の比良げんき村と一体的に管理されているため、現在の指定管理期間内に比良げんき村の管理者の大津市と移管協議を行います。不調の場合には廃止に向けた手続を行います。
具体的取組内容	施設移管に向け、大津市と必要な施設設備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成23年度に移管を行います。

○アーチェリー場

見直し方針	現在の指定管理期間内に愛荘町と移管協議を行います。移管が実現しない場合には、廃止に向けた手続を行います。
具体的取組内容	施設移管に向け、愛荘町と必要な施設整備等、移管条件の検討・協議を実施し、平成22年度に移管を行います。

○ライフル射撃場

見直し方針	利用者が特定団体に限定されているため、現在の指定管理期間内に団体と売却について協議します。不調の場合は、原則として廃止しますが、利用料金等を見直した場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。
具体的取組内容	① 売却に向けての検討を行い、平成23年度に売却を行います。 ② 売却が不調の場合は、原則として廃止しますが、施設使用料の見直しと施設改修費用の負担の見直し、および管理運営費用の縮減を図った場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。

(3) 抜本的な見直し

次に掲げる施設は、施設の特性や、立地条件を生かし切れていないなど、現状のソフト機能では施設が十分に活用されていないことから、あるいは、前計画(「公の施設の見直しについて」平成17年2月策定)」において見直しを行ったが、社会情勢の変化などにより、その成果や役割を改めて検証する必要があることから、施設のあり方について抜本的に見直します。

○男女共同参画センター

見直し方針	県民ニーズや社会情勢が変化してきていることから、他施設の活用状況を踏まえながら、施設機能およびセンターのあり方について施設の移転も含め抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。
具体的取組内容	① 有識者等による第三者委員会を設置し、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、これからの拠点施設としてのあり方を検討します。 ② 検討結果を踏まえ、施設の移転も含めて抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。

○しが県民芸術創造館

見直し方針	平成18年度の県立文化ホールの再編により、全県域を対象とした施設として運営してきた成果や役割を踏まえ、施設の機能について検証します。 上記の検証結果を踏まえ、施設のあり方について抜本的に見直し、びわ湖ホールへの機能統合について検討するとともに、移管あるいは売却も含め平成23年度までに方針を決定します。移管や売却が実現しない場合は、廃止に向けた検討を行います。
具体的取組内容	① これまでの運営状況から施設の機能を検証します。 ② 検証結果を踏まえ、施設のあり方を抜本的に見直し、移管あるいは売却も含め平成23年度までに方針を決定します。

○長寿社会福祉センター

見直し方針	会議室等の利用率低下などに対する施設の活性化策について検討する必要があることから、今後の施設活用のあり方検討会を設置し、施設機能の向上などの見直しを行い、早急の方針を決定し、施設の有効活用を図ります。
具体的取組内容	<p>① 平成21年度に現在の指定管理者である滋賀県社会福祉協議会とともに施設のあり方検討会を設置し、今期の指定管理事業などにおける課題の整理、利用者ニーズの分析、貸し館部分の施設機能の向上、施設の利用率向上についての検討など見直しを行い、方針を決定します。</p> <p>② ①での検討結果をもとに、施設有効利用策を実施します。</p> <p>③ 検討結果を平成23年度の次期指定管理の募集にあたって反映させることで、さらなる施設の有効活用を図ります。</p>

○びわ湖こどもの国

見直し方針	施設活用の観点から、民間等への移管や売却などの可能性を含め、平成23年度以降の施設のあり方について幅広く平成22年度に検討し、方針を決定します。
具体的取組内容	関係機関と調整の上、施設のあり方について平成22年度上半期に方針を決定します。

(4) 運営改善

次に掲げる施設は、県立施設として存続する必要はありますが、隣接した類似施設の一体的な活用が図られていない、将来多額の管理経費や修繕費の発生が見込まれる、施設の機能が十分に発揮されていないことなどから、施設の一体的な管理、コストの縮減、管理運営、収入増加等の方策について、運営改善の方向で見直しを進めていきます。

○びわ湖ホール

見直し方針	引き続き施設の維持管理コストの縮減を図るとともに、チケット販売の促進や寄付金、助成金の確保等、収入の拡大に努め、運営改善を図ります。 しが県民芸術創造館を見直し、同館の機能をびわ湖ホールに統合することについては、平成23年度までに方針を決定します。
具体的取組内容	① これまで実施してきた運営改善等を踏まえ、次期指定管理料の検討を行うとともに、施設の維持管理費の縮減や貸し館利用の拡大に努めます。 ② パブリシティ活動、びわ湖ホール友の会員の拡大等によりチケット販売の促進に努めるとともに、助成金、企業協賛金や広告協賛金等の拡大に努めます。 ③ しが県民芸術創造館の機能統合については創造館のあり方検討に併せて、平成23年度までに方針を決定します。

○文化産業交流会館

見直し方針	文化振興機能および産業振興機能のあり方について検討し、今後の施設の運営に関する方針を平成22年度に定め、指定管理者の選定方法について決定します。
具体的取組内容	① 文化振興機能および産業振興機能のあり方を検討し、平成22年度に今後の施設のあり方について方針を定めます。 ② 上記の方針を踏まえて、指定管理者の選定方法について決定します。

○希望が丘文化公園・希望が丘野外活動センター・青少年宿泊研修所

見直し方針	<p>利用率が低い施設の維持管理経費や必要性等について検討し、次回の指定管理者募集時までには検討結果を反映させます。</p> <p>また、近江富士花緑公園との一体的管理について検討し、次回の指定管理者募集時に検討結果を反映させます。</p>
具体的取組内容	<p>① 利用率の低い施設について、維持管理経費や必要性、閉鎖する場合のデメリット、効率的な運用等様々な角度から施設を分析し、今後の方針を検討の上、平成25年度までに決定して実施します。</p> <p>② 近江富士花緑公園との一体的管理を行う場合の課題を抽出の上、管理手法について検討を行い、平成25年度までに方針を決定します。</p>

○近代美術館

見直し方針	<p>美術館が歩むべき道筋を見出すことを目的として策定した中期経営計画（平成21年度～平成23年度）に基づき、より県民に親しまれる施設となることを目指して、展覧会を中心とした事業展開から、美術館教育も重視した事業などについても取組を拡充します。</p>
具体的取組内容	<p>中期経営計画を踏まえた展覧会開催事業、教育事業を実施するとともに、その評価を行い、事業の見直しと運営改善を図ります。</p> <p>平成23年度に、3年間の事業実績の評価や社会環境を踏まえ、次期中期経営計画を策定します。</p>

○琵琶湖博物館

見直し方針	<p>「琵琶湖博物館中長期基本計画第3段階活動計画」を策定します。</p> <p>また、近隣の観光施設等とタイアップした事業の実施や前売り制度、館外での販売など、利用者ニーズに合った観覧券の販売方法を検討することにより、サービスの向上を図ります。</p> <p>さらに、管理運営経費の節減に努めるとともに、企画展への企業の協賛など外部資金の獲得について検討を行います。</p>
具体的取組内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 平成22年度に中長期基本計画第3段階活動計画を策定し、平成25年度に中間評価を行います。 ② 他の試験研究機関等との協働による事業の企画・実施、体験型事業（講座、教室等）の一層の充実を図ります。 ③ 近隣の施設とのタイアップによる事業を検討し、実施します。 ④ 観覧券販売方法の多様化について検討し、実施します。 ⑤ 管理運営費の縮減を行います。 ⑥ 企画展への企業の協賛など外部資金の導入について検討し、実施します。

○流域下水道4施設（湖南中部、湖西、東北部、高島）

見直し方針	<p>下水道施設の整備普及を中心とした事業展開から、施設整備と維持管理の一貫した適正な管理と経営の健全化への転換が必要であるため、下水道公社が担ってきた県の業務代行としての施設管理の役割を県自身の役割として再編することで県の直営とします。段階的に包括的民間委託を導入し、一層の効率的な管理運営を図ります。</p>
具体的取組内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 県における適切な監視体制（技術力と組織体制）を構築しつつ、民間事業者の創意と工夫を適切に反映するため、4処理区のうち、対象施設の規模や特徴に応じて包括的民間委託を平成23年度から段階的に導入し、管理方法・体制の評価を行い、平成26年度以降、範囲の拡大と効果的執行体制を構築します。 ② 事務の円滑な移行と包括的民間委託の効果的な執行を担保する県の組織体制の見直しについて、平成22年度から段階的、計画的に取り組み、平成26年度を目途に新たな組織体制へ移行します。

○近江富士花緑公園

見直し方針	平成 25 年度に予定している次回の指定管理者募集までに、希望が丘文化公園との一体的管理について検討し、次回の指定管理者募集時に検討結果を反映させます。
具体的取組内容	希望が丘文化公園との一体的管理を行う場合の課題を抽出の上、管理手法について検討を行い、平成 25 年度までに方針を決定します。

○福祉用具センター

見直し方針	県立リハビリ関係施設（リハビリテーションセンター、福祉用具センター、むれやま荘、小児保健医療センター療育部）が一層連携して効果的、効率的な運営ができるよう、福祉用具センターの移転も含め、リハビリテーション体制のあり方について平成 22 年度に対応方針を決定します。
具体的取組内容	県立リハビリ関係施設の連携方策など本県のリハビリテーション提供体制のあり方について平成 22 年度に検討を行い、平成 23 年度から運営を実施します。

○むれやま荘

見直し方針	指定管理者の選定は、これまでの施設機能やサービス水準を確実に維持することに留意しながら公平性や透明性の観点から、公募とします。 また、県立リハビリ関係施設（リハビリテーションセンター、福祉用具センター、むれやま荘、小児保健医療センター療育部）が一層連携して効果的、効率的な運営ができるようリハビリテーション体制のあり方について、平成 22 年度に対応方針を決定します。
具体的取組内容	① 公平性や透明性の観点から、平成 22 年度に公募により指定管理者の選定を行います。 ② 県立リハビリ関係施設の連携方策など本県のリハビリテーション提供体制のあり方について平成 22 年度に対応方針を決定し、平成 23 年度から運営を実施します。

○視覚障害者センター、障害者福祉センター、聴覚障害者センター

見直し方針	施設利用者のニーズに十分配慮しながら、より効果的、効率的な運営を図ることにより、経費の削減に努めつつ、引き続き適正な管理に努めます。
具体的取組内容	県と指定管理者による検討会で、経費節減および適正な管理について平成 22 年度に検討を行い、結果に基づき平成 23 年度より実施します。

○近江学園

見直し方針	施設利用児に必要な支援やニーズに十分配慮しながら、より効果的、効率的な運営を図ることにより、経費の削減に努めつつ、引き続き適正な管理を行います。
具体的取組内容	平成22年度に検討会を開催し、経費節減、適正な管理に向けた検討、見直しを行い、結果に基づき、平成23年度より実施します。

○信楽学園

見直し方針	指定管理者の選定は、これまでの施設機能やサービス水準を確実に維持することに留意しながら公平性や透明性の観点から、公募とします。 また、施設の一層の有効活用について検討します。
具体的取組内容	① 公平性や透明性の観点から、平成22年度に公募により指定管理者の選定を行います。 ② 施設の有効活用面から年度途中の園生の受け入れなど、活用方法を検討します。

○草津SOHOビジネスオフィス

見直し方針	県内の市町や、インキュベーション施設を運営している県内大学、民間企業等との連携を行うとともに、創業後間もない事業者の育成支援という趣旨を踏まえつつ運営方法や賃料等について検討を行います。
具体的取組内容	現在の指定管理期間内に運営方法と賃料等の検討を行うとともに、県・市町・大学・民間企業等との連携について検討を行います。

○テクノファクトリー

見直し方針	現在の指定管理期間が終了する平成23年度まで、入所者の増加を図るため、新たな方策を継続的に検討し、目標を達成できるように入所率の改善を図ります。 また、平成23年度までの入所状況を見極めたうえで、利用形態の変更も含めた施設のあり方について検討を行い、方針を決定します。
具体的取組内容	① 平成23年度までは、指定管理者や関係機関との連携を強化するため検討会議を開催し、他のインキュベーション施設との連携によるシームレスな支援や入所見込み者に対する新たなインセンティブとなる内容など、改善策を検討します。 ② ①の取組結果を検証し、状況によっては、さらなる改善策や施設利用に係る規制の緩和などについて検討するため、施設のあり方検討会を開催し、平成23年度に方針を決定します。

○陶芸の森

見直し方針	陶芸文化の向上と陶器産業の振興という多目的施設の機能を十分に発揮し、伝統産業や観光に貢献できる施設の管理運営のあり方について、平成22年度に検討を行い、方針を決定します。
具体的取組内容	学識経験者や地域ボランティア等による施設のあり方検討委員会兼指定管理者選定委員会を平成22年度に設置し、信楽焼産地と連携した新たな信楽ブランドの創出など、伝統産業や観光に貢献できる施設運営のあり方を検討した上で、県としての方針を決定し、指定管理者の募集・選定を行います。

○農業大学校

見直し方針	県下唯一の農業研修教育施設として、管理経費の節減を図りつつ、県民ニーズに応える適正な施設運営を行います。
具体的取組内容	今後とも研修資材の老朽化に伴う更新の進度調整を行うなど一層の経費削減に努めるとともに、県民ニーズの高まってきている就農科の研修内容の拡充など適正な管理運営を行います。

○公共港湾施設（大津港）

見直し方針	NPOや公共的団体等と地域活性化の取組について連携・協力を行い、施設の利用率の向上を図り、増収に努めるとともに、管理経費の節減等の検討を行い、適正な管理運営を行います。
具体的取組内容	① 管理運営目標については、従来通り、年間4回のモニタリングを通じ、目標値達成のチェックを確実に行っていくとともに、管理経費の節減等の検討を行います。 ② 大津港周辺を活性化させるためのNPOや公共的団体の様々な取組に積極的に協力するとともに、施設の利用率向上（増収）に向けた新しい取組について、積極的な検討を行い、導入を図ります。

○公共港湾施設（彦根港、長浜港、竹生島港）

見直し方針	引き続き、管理費用の軽減を図るため、委託業務内容の見直しによる管理費等の縮減を行います。
具体的取組内容	利用率や収入が低下している施設を対象に、委託業務内容を見直し、管理経費の縮減を進めます。

○びわこ地球市民の森

見直し方針	森づくりサポーターの育成を図り、県民との協働・連携により適正な維持管理を行います。 また、植樹した樹木のモニタリングを行い、管理の方法や区域の見直しによる経費の節減を図ります。
具体的取組内容	① 森づくりサポーターについて、募集を行うなどにより、参加者数の増加を図り、県民との協働・連携を進め適正な維持管理を行います。 ② 樹木のモニタリングに基づいた管理の方法や区域の見直しを毎年することにより経費の節減を図ります。

○びわこ文化公園

見直し方針	近代美術館、図書館および公園ボランティア団体などからなる協議会と公園内施設管理者が連携してイベントの同時開催など催し物を企画・実施する等により来園者数の増加を図ります。
具体的取組内容	① 美術館や図書館、公園ボランティア団体などと連携し、公園の活用策について検討を行います。 ② ①の結果を踏まえてイベントの同時開催などを行い来園者数増加を図ります。

○湖岸緑地

見直し方針	来園者の動向を注視し、既存の遊具等の配置見直しを実施し、安全管理に努めるとともに、経費節減を図ります。
具体的取組内容	① 県と指定管理者で協働して遊具などの施設配置の見直しを行います。 ② 草刈りなど管理密度の調整などにより、経費節減を図ります。

○春日山公園、尾花川公園

見直し方針	地域住民や、ボランティア団体との協働・連携を拡大するとともに、効果的かつ効率的な管理運営を行います。
具体的取組内容	利用者協議会を通じて、地域住民やボランティア団体の公園利用を促進し、マイパークサポーター登録による清掃活動や簡単な除草作業を協働で行い、参加者の拡大を図ります。

○県営住宅（45 団地）

見直し方針	平成 22 年度に県営住宅を効率的、効果的に管理するための方法について検討し、平成 23 年度に条例等の整備を行い、平成 24 年度から新たな管理方法を導入します。
具体的取組内容	① 管理代行終了後の県営住宅の効率・効果的な管理方法について平成 22 年度に検討を行います。 ② 新しい管理方法の導入に伴う条例等を平成 23 年度に整備を行います。 ③ 新しい管理方法を実施するため、体制整備および準備作業を平成 23 年度に完了します。

○図書館

見直し方針	施設の管理業務の見直しにより管理運営費等の縮減を図るとともに新たな収入策を検討し、適正な管理運営に努めます。
具体的取組内容	① 第 6 期図書館コンピューターシステムの導入に合わせて、機器の見直しや一層のペーパーレス化を図ることにより経費を節減します。 ② 更新する図書館コンピューターシステムにバナー広告の組み込み等、新たに収入を得る方策を検討します。 ③ 図書資料の購入や空調設備の維持管理等の契約手続きに、より競争原理を働かせることにより効率的な運営を図ります。

○長浜ドーム

見直し方針	長浜ドーム宿泊研修館と一体的な管理のメリットデメリットを検証した上で、平成 26 年度以降の管理のあり方について検討し、平成 25 年度までに方針を決定します。
具体的取組内容	長浜ドーム宿泊研修館との一体的管理を行う場合の課題および手法について検討を行い、平成 25 年度までに方針を決定します。

○長浜ドーム宿泊研修館

見直し方針	長浜ドームと一体管理のメリットデメリットを検証した上で、平成 26 年度以降の管理のあり方について検討し、平成 25 年度までに方針を決定します。
具体的取組内容	① 平成 22 年度に、より効率的な運営を検討した上で、平成 23 年度以降の 3 年間の指定管理者の選定を行います。 ② 長浜ドームとの一体的管理を行う場合の課題および手法について検討を行い、平成 25 年度までに方針を決定します。

○ 県立体育館、武道館、スポーツ会館、アイスアリーナ、彦根総合運動場、琵琶湖漕艇場

見直し方針	施設の設備維持管理計画を策定し、計画的な施設管理に努めるとともに、各施設管理者による設備の点検強化を図り、使用頻度の少ない設備の維持の必要性を検討し、機能をスリム化し、指定管理者の評価方法について見直しを行います。
具体的取組内容	<p>① 施設の設備維持管理計画を策定し、設備の点検強化を図るとともに、機能のスリム化について検討を行います。</p> <p>② 指定管理の選定にあたり、施設の維持管理手法を対象とした評価手法について検討を行います。</p>

○安土城考古博物館

見直し方針	<p>入館者数の増加を図るため、県民ニーズの的確な把握に努めるとともに、最新の発掘成果等の展示や発掘現場担当者の解説など、発掘と展示事業の有機的連携を図り、特色を生かした、魅力的な企画・展示を行います。</p> <p>また、経営改善に資するため、観光関連機関・団体を通じた情報発信、広報活動の充実強化や旅行社等への営業活動のほか、収入の増加に向けて文芸の郷など近隣施設等との連携強化を行います。</p>
具体的取組内容	<p>① 平成22年度に入館者アンケート等を実施し、県民ニーズやトレンド、最新の発掘成果等も踏まえた魅力ある特別展の企画を検討するとともに、常設展示の一部入れ替え等による内容の充実に努め、入館者の増加を図ります。</p> <p>② 子どもから大人まで遊びを通して学べる参加型博物館を目指し、博学連携による体験メニューを充実し、入館者の増加を図ります。</p> <p>リピーター客の確保の視点から、講演会・講座、映画会等の内容の見直しを図ります。</p> <p>③ びわこビジターズビューローや地域観光協議会などの積極的な連携・活用による広報活動の展開を図ります。</p> <p>国立博物館等他館での図録販売網の拡充に努めます。</p> <p>学校、旅行社等への営業活動による誘客と情報発信を図ります。</p>

2 公の施設の運営改善の推進

引き続き存続する公の施設については、施設の機能を十分に発揮できるよう、管理運営面の工夫や指定管理者制度の活用により、次の取り組みを進めていきます。

(1) 利用率の向上、収入の確保

県民の利用が低調である施設等については、利用率の向上を図る必要があります。このため、積極的な営業活動の実施や、広報活動の充実、近隣施設との連携強化等の取り組みを進めます。また、利用料金の設定に関する検証を行い、収入の確保に努めます。

(2) 県民サービスの向上

サービスの向上は、利用率の向上や収入の確保にもつながっており、一層の取り組みを進める必要があります。このため、利用者アンケートなどによるニーズの的確な把握に努め、改善策を検討し、実施していきます。

(3) 管理運営の効率化

施設の運営については、業務内容や人員配置、利用状況に応じた利用時間の見直しなどを行い、コストの縮減に努め、管理運営の効率化に向けた取り組みを進めます。

(4) 指定管理者制度の運用の改善

指定管理者制度は、平成 18 年度より導入し、サービス向上およびコストの縮減に寄与してきたところです。今後は、インセンティブの付与など民間の創意工夫を活かす仕組みを検討し、また、モニタリングの手法を確立してマニュアル化を図るなど、運用の改善に向けた取り組みを進めます。

IV 見直しを進めるに当たって

(1) 対話を重視した計画の推進

計画の推進に当たっては、県民の理解が得られるよう努めるとともに、具体的な取組の中で、一定の時期を目途に施設のあり方や対応の方向等について方針を検討するとしているものについては、利用者や関係者のほか、一般の県民や学識経験者等も含め、幅広く対話を行いながら取り組んでいきます。

(2) 移管および廃止の対応

市町等への移管にあたっては、移管後の円滑な事業実施を図る観点から、市町等と協議の上、県としてそれぞれの施設の状況に応じた条件整備を行います。

また、施設機能廃止後の建物等については、県有財産の有効活用を図る観点からその建物等が持つ多面的な価値等を考慮し、必要に応じて県民や学識経験者等の意

見を聞いて検討します。処分すべき場合には、解体費用や土地の原状回復費用等を勘案しながら処分手続きを行います。

(3) 改革の推進に向けた仕組みの構築

公の施設の見直しを着実に進めていくためには、共通した課題も想定されることから、県全体としての方針をもとに、進行管理や先進的な取組事例など、情報の共有化を行いながら取組を推進する体制を整備し、効果的に改革を進めていきます。

(4) 機動的な計画の見直しの実施

社会情勢や施設を取り巻く環境の変化等に対応し、施設機能や運営実態等を踏まえ、計画を機動的に見直します。

また、本計画の計画期間終了後は、取組の成果を検証した上で、改めて見直しの必要性を検討していきます。

(5) 着実な取組の推進

見直し計画の着実な推進を図るため、毎年度、取組の進捗状況等を把握し、滋賀県行政経営改革委員会において助言等を受けるとともに、その内容やプロセスについての「見える化」を進める観点から、県のホームページ等を活用して県民に分かりやすく公表します。

参 考 资 料

目 次

I	これまでの外郭団体の見直しに関する取組概要	1
II	見直し対象とした外郭団体の概要	4
III	これまでの公の施設の見直しに関する取組概要	8
IV	見直し対象とした公の施設の概要	9
V	外郭団体および公の施設の見直しに関する提言 (滋賀県行政経営改革委員会)	13

I これまでの外郭団体の見直しに関する取組概要

1 取組経過と主な取組内容

(1) 公社・事業団等外郭団体の見直しについて〔第1次(平9～11)・第2次(平11～13)〕

- ①団体ごとの見直し： 廃止 (△1 団体)、統合 (△8 団体)、事務局一元化 (2 件)
- ②共通の見直し： 指導監督等に関する要綱の制定、経営検討委員会の設置、中期目標の設定、組織・人員配置の見直し ほか

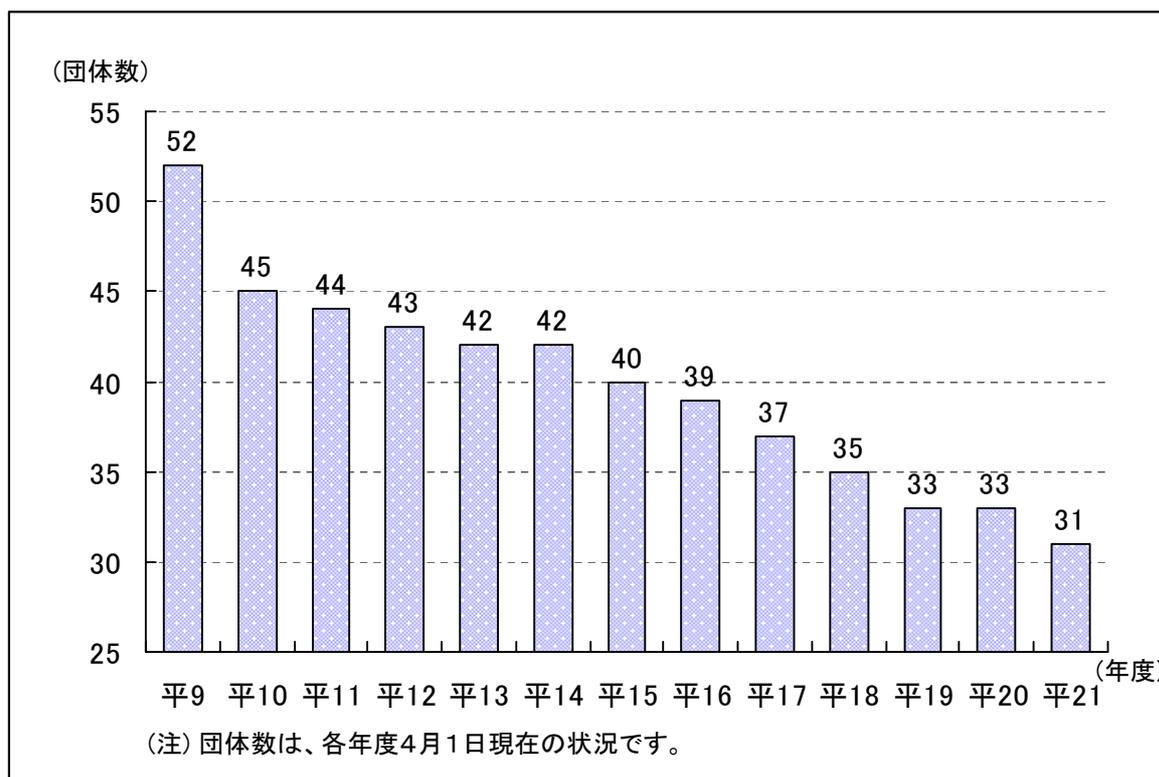
(2) 公社・事業団等外郭団体の見直しについて〔第3次(平14～16)〕

- ①団体ごとの見直し： 廃止 (△1 団体)、統合 (△4 団体)
- ②共通の見直し： 中期計画の策定・実行、業績評価の実施、自主的経営努力の促進、組織・人員配置の見直し、情報公開の推進 ほか

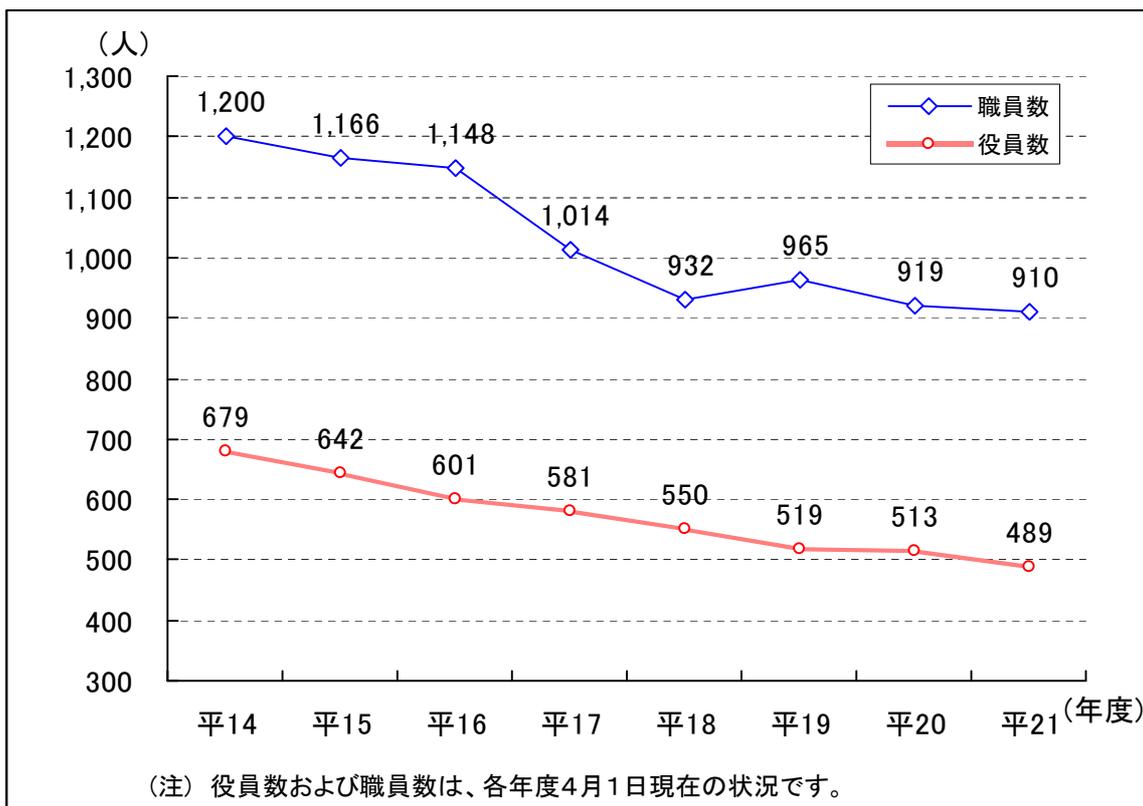
(3) 新外郭団体見直し計画〔平17～21〕※平成21年4月現在

- ①整理合理化： 廃止 (△3 団体)、統合 (△1 団体)、抜本的見直し (△1 団体)
- ②県の関与のあり方： 財政的関与の縮小、役職員のあり方・県職員派遣の見直し
- ③外郭団体経営のあり方： 中長期的目標の設定、業績評価の実施、事務事業の減量化・組織体制の簡素化、情報公開の推進 ほか

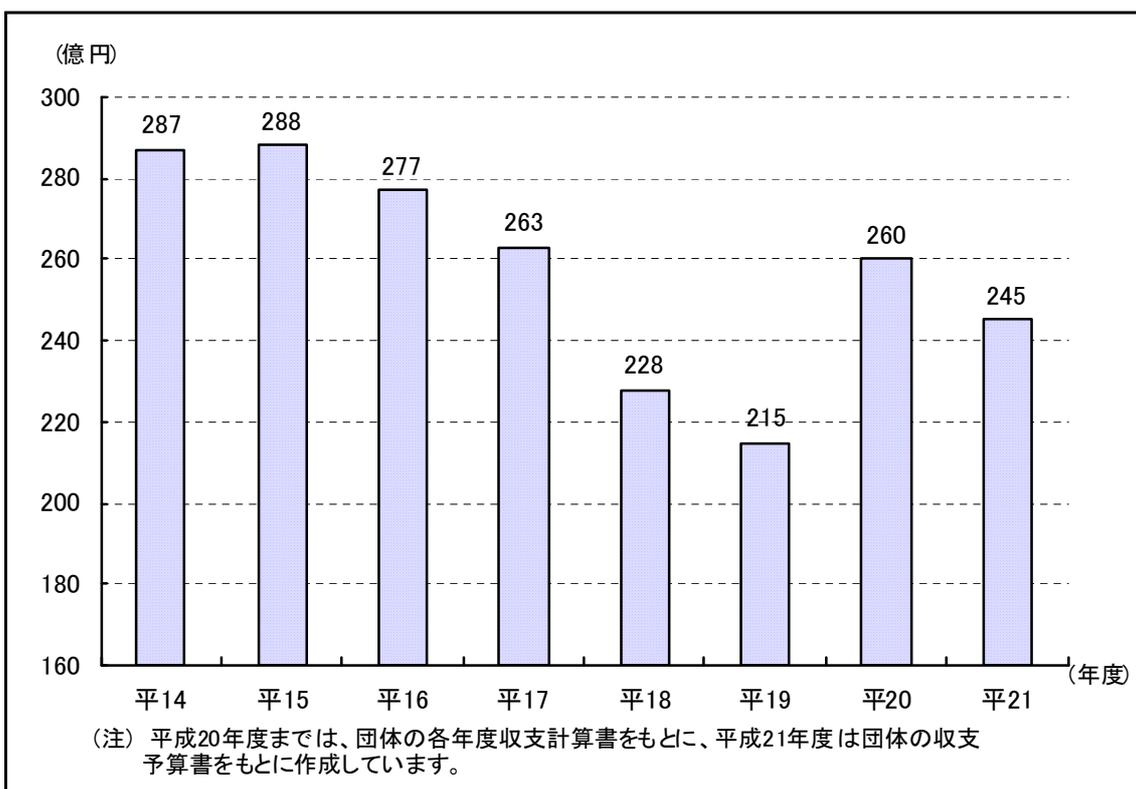
2 外郭団体数の推移 (平成9年度以降)



3 役職員数の推移（第3次以降）



4 県の財政支出の推移（第3次以降）



5 外郭団体の統廃合の状況(平成9年度以降)

1 (財)滋賀県大学等学術文化振興財団	→ 平18.7廃止	
2 滋賀県土地開発公社	→	1 滋賀県土地開発公社
3 (財)日本発酵機構余呉研究所	→ 平12.3廃止	
4 (財)淡海文化振興財団	→	2 (財)淡海文化振興財団
5 (財)滋賀県文化振興事業団	→	3 (財)滋賀県文化振興事業団
6 (財)滋賀県立長浜文化芸術会館	平10.3統合	
7 (財)滋賀県立安曇川文化芸術会館		
8 (財)滋賀県立八日市文化芸術会館		
9 (財)滋賀県立水口文化芸術会館		
10 (財)滋賀県立草津文化芸術会館		
11 (財)びわ湖ホール	→	4 (財)びわ湖ホール
12 (財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団	→ 平10.3廃止	
13 (財)淡海環境保全事業財団	→ 平10.3対象外団体(県自然保護財団、県自然保護協会)と統合	
14 (財)国際湖沼環境委員会	→	5 (財)国際湖沼環境委員会
15 (財)滋賀県環境事業公社	→	6 (財)滋賀県環境事業公社
16 (財)滋賀県下水道公社	→	7 (財)滋賀県下水道公社
17 (社)滋賀県造林公社	→	8 (社)滋賀県造林公社
18 (財)びわ湖造林公社	→	9 (財)びわ湖造林公社
19 (財)滋賀県緑化推進会	→	10 (財)滋賀県緑化推進会
20 (社福)滋賀県社会福祉事業団	→	11 (社福)滋賀県社会福祉事業団
21 (財)滋賀県レイカディア振興財団	→ 平15.4対象外団体(県社会福祉協議会)と統合	
22 (財)滋賀県腎臓バンク	→ 平15.4対象外団体(県保健衛生協会・県アイバンク)と統合	
23 (財)滋賀県動物保護管理協会	→	12 (財)滋賀県動物保護管理協会
24 (財)滋賀県国民年金福祉協会	→ 平13国へ所管替え	
25 (財)滋賀県中小企業振興公社	→	13 (財)滋賀県産業支援プラザ
26 (財)滋賀県工業技術振興協会	平11.3統合	
27 (社)滋賀県観光連盟		
28 (財)滋賀県陶芸の森	→	14 (社)びわこビジターズビューロー
29 (財)滋賀県国際協会	→	15 (財)滋賀県陶芸の森
30 (財)滋賀県障害者雇用支援センター	→	16 (財)滋賀県国際協会
31 (財)滋賀県農地協会	→	17 (財)滋賀県障害者雇用支援センター
32 (財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	平19.2統合	
	平10.3設立	19 (財)滋賀食肉公社
33 (社)滋賀県養豚価格安定基金協会	→ 平17.4対象外団体(県畜産振興協会、県養豚協会、県家畜登録協会、県家畜産物衛生指導協会)と統合	
34 (財)滋賀県水産振興協会	→	20 (財)滋賀県水産振興協会
35 (財)滋賀県建設技術センター	→	21 (財)滋賀県建設技術センター
36 (財)滋賀県下水道技術センター	平10.3統合	
37 (財)滋賀県建築助成公社		
38 滋賀県道路公社	→ 平16.12廃止	
39 滋賀県住宅供給公社	→	22 滋賀県道路公社
40 (財)滋賀県公園・緑地センター	→ 平21.3廃止	
41 (財)滋賀県体育協会	→	23 滋賀県住宅供給公社
42 (財)滋賀県スポーツ振興事業団	平16.4統合	
43 (財)暴力団追放滋賀県民会議		
44 (財)滋賀総合研究所	→ 平18.3廃止	
45 (財)びわこ空港周辺整備基金	→	24 (財)滋賀県体育協会
46 (財)滋賀県消防協会	→	25 (財)滋賀県暴力団追放推進センター
47 (財)びわ湖ライフフロントセンター	→ 平20.8廃止	
48 (財)糸賀一雄記念財団	→	26 (財)びわこ空港周辺整備基金
49 滋賀県信用保証協会	→	27 (財)滋賀県消防協会
50 (財)滋賀県勤労者福祉協会	→ 平17.7他団体の出資増により対象外	
51 (株)滋賀食肉地方卸売市場	→	28 (財)糸賀一雄記念財団
52 (財)滋賀県文化財保護協会	→	29 滋賀県信用保証協会
		30 (株)滋賀食肉市場
		31 (財)滋賀県文化財保護協会

II 見直し対象とした外郭団体の概要

※代表者の状況は、平成21年10月31日現在、役員数は、平成21年4月1日現在

番号	法人名	基本財産等 (千円)	拠出資額 (千円)	割合	代表者	業務内容	管理している県立施設	理事の状況				監事の状況				非常勤												
								役員総数	うち 専任 理事 総数	うち 専任 理事 OB	うち 専任 理事 OB 派遣	うち 専任 理事 OB	うち 専任 理事 OB 派遣	うち 専任 理事 OB 派遣	うち 専任 理事 OB 派遣													
1	滋賀県土地開発公社	30,000	30,000	100.0%	理事長 藤田紀子 知事	公共用地的先行取得業務 土地造成事業			12	10	8	1	2	1	1	7	1	4	4	3	1							
2	(財)淡路文化振興財団	50,000	30,000	60.0%	理事長 中村順一 元部長	県民の自主的で営利を目的としない 社会的活動の総合的支援			13	11	1	1	1	2	2	5	2	3	3	3	3	3						
3	(財)滋賀県文化振興事業団	32,600	25,400	77.9%	理事長 津野 洋 元部長 副社長	文化施設の管理運営	滋賀会館、文化産業交流センター しがらみ会館、希望が丘文化公園		10	8	0	0	0	2	2	79	64	3	0	13	2	2						
4	(財)びわ湖ホール	100,000	100,000	100.0%	理事長 高田誠一 元部長	びわ湖ホール管理運営	びわ湖ホール		11	9	0	0	0	1	1	63	41	21	17	16	3	22	2					
5	(財)滋賀県環境事業公社	55,700	18,000	32.3%	理事長 藤田紀子 知事	産業廃棄物の処分場の建設・運営			18	16	6	1	1	2	2	7	1	6	6	0	0	0						
6	(財)滋賀県下水道公社	31,800	15,900	50.0%	理事長 伊藤 潔 元部長	流域下水道の維持管理	流域下水道施設 安曇川、苗圃公園		17	15	2	1	1	2	2	37	33	11	22	22	0	4	3					
7	(財)びわ湖遊楽公社	10,000	10,000	100.0%	理事長 田口宇一郎 副知事	分収遊楽事業、分収育林事業			13	11	3	0	0	2	21	16	1	3	3	3	5	22	1					
8	(財)滋賀県緑化推進会	531,554	410,000	77.1%	理事長 山田 賢 元部長 銀行頭取	生活環境緑化事業および森林整備の 推進、緑化意識の啓発活動			22	20	3	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
9	(社)滋賀県社会福祉事業団	13,000	13,000	100.0%	理事長 北岡賢剛 元部長	社会福祉施設の運営	日野河原、さつお荘、安土荘、長寿荘、 まめが荘、福成荘、むれやま荘、信 義学園		9	7	1	2	4	1	1	221	199	139	3	3	3	57	22	1				
10	(財)滋賀県動物保護管理協会	16,000	10,000	62.5%	理事長 深見隆弥 元部長(県 OB)	動物の保護管理、愛護についての指 導・啓蒙、大ねこの管理業務			12	10	2	3	1	2	2	9	8	0	0	0	0	1	1	1				
11	(財)滋賀県産業支援センター	50,000	43,900	87.8%	理事長 高橋宗治郎 元部長 副社長	新事業の創出や経営の革新を図ろう とする企業に対する総合的・一体的支 援	テクノフアクトリー、草津SOHOビジュ ネスプレイス		17	15	3	1	2	1	2	46	31	12	1	15	5	4	15	1				
12	(社)びわこビジターズ ドキュメント	77,130	67,200	87.1%	会 長 高田誠一 元部長	観光・物産の宣伝および観光客の誘 致促進	東京、名古屋観光物産情報センター		27	25	1	1	1	2	2	27	23	4	1	14	7	5	4	4				
13	(財)滋賀県陶芸の森	30,000	25,000	83.3%	理事長 藤田紀子 知事	県立陶芸の森の管理運営	陶芸の森		11	9	3	1	1	2	16	14	8	1	2	1	4	4	2	2				
14	(財)滋賀県国際協会	432,713	400,000	92.4%	会 長 高田誠一 元部長	国際交流事業、多文化共生の推進、 外国人支援	ミンガン州立大学連合日本センター		17	15	1	0	0	2	11	9	3	2	2	2	4	2	2	2				
15	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	30,000	15,000	50.0%	理事長 長友 朋 (株)レ ル相談役	障害者の就職促進のための支援(職 業準備訓練、職業リハビリ、相談支援 等)			10	8	1	1	1	2	1	11	9	3	0	6	6	2	2	2				
16	(財)滋賀県農林漁業後継者特別育成基金	502,000	251,000	50.0%	理事長 藤田紀子 知事	後継者の育成確保、農地保者の合理 化事業			13	11	2	0	0	2	7	7	5	2	2	2	2	1	1	1				
17	(財)滋賀県食肉公社	57,500	28,750	50.0%	理事長 田口宇一郎 副知事	滋賀食肉センターの管理運営	人工河川 沿岸整備場		17	14	3	1	2	1	3	1	5	4	1	2	2	1	1	1				
18	(財)滋賀県水産振興協会	1,386,000	1,231,250	88.8%	理事長 田口宇一郎 副知事	淡水魚の種苗生産および放流			18	15	4	1	1	3	1	8	8	6	0	0	2	2	2	2				
19	(財)滋賀県建設技術センター	70,000	45,000	64.3%	理事長 川那部隆二 部長	建設資材の試験、県・市町建設工事 の設計・積算・施工管理、市町建設技 術者等に対する研修	建設技術センター		14	12	2	3	3	2	21	21	8	4	9	8	4	4	4	4				
20	滋賀県道路公社	12,956,000	12,836,000	99.1%	理事長 川原嘉徳 元部長	有料道路とその付属施設の建設およ び管理			6	4	2	2	1	2	35	27	15	10	10	10	8	8	3	3				
21	滋賀県住宅供給公社	20,000	10,000	50.0%	理事長 藤田紀子 知事	住宅の分譲、県営住宅の管理			12	10	6	1	1	2	23	16	12	2	2	2	2	2	7	7				
22	(財)滋賀県体育協会	560,000	502,000	89.6%	会 長 園松晋次 副社長	県立社会体育施設の管理および生理 スポーツの普及振興	スポーツ会館、彦根総合運動場、県立 体育館、笠置湖運動場、長浜ホーム、 県立武道館、美濃体育館、柳川崎ヨッ トハーバー、アイスアリーナ		31	29	2	6	2	2	83	80	30	9	8	41	7	3	3	3				
23	(財)滋賀県県民回廊施設推進センター	756,530	575,934	76.1%	理事長 高橋宗治郎 元部長	県民回廊施設の推進			21	19	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
24	50%以上委員が出席、 または議決権のある 団体	17,798,527	16,693,334	93.8%					351	303	56	31	34	9	20	48	4	6	723	621	18	118	97	150	8	102	4	10

(単位:千円)

※収入、支出は、各団体の収支計算書で作成。(土地開発公社、道路公社、住宅供給公社、(株)滋賀県食肉市場については、損益計算書で作成。)

番号	法人名	収入 (20年度決算)				支出 (20年度決算)				当期収支 差額 (A)-(B)				資産 (20年度決算)	負債		正味財産				
		うち 自主 事業収入	うち 県負担 金	うち 委託事業 収入	うち 指定管理 料	うち 県補助金	うち 県借入金	うち 県出資金 (基本財産)	その他の 県からの 収入	うち 人件費	うち 退職金	うち 非営利 活動 費用	退職金・非 営利活動 費用		うち 短期借入金	うち 長期借入金		うち 県から	うち 県から		
1	滋賀県土地開発公社	787,665	47,475	0	679,051	1,366	0	0	777,232	129,938	1,399	6,965	118,574	10,433	20,435,694	11,955,237	7,887,560	2,652,872	1,015,253	8,480,457	
2	(財)滋賀県文化振興財団	89,658	1,842	0	0	0	0	0	89,658	43,552	0	0	43,552	0	93,084	38,525	0	0	0	54,559	
3	(財)滋賀県文化振興事業団	1,404,805	68,931	0	1,225,024	1,009,193	935,831	49,519	1,398,458	803,879	82,913	4,801	716,165	6,347	383,739	705,422	0	0	0	▲321,683	
4	(財)びわ湖ホール	1,508,159	354,058	0	1,060,860	1,008,860	1,006,466	2,899	1,475,332	345,468	2,026	64,515	278,927	32,827	717,158	266,994	0	0	0	450,164	
5	(財)滋賀県環境事業公社	1,371,110	280,420	0	0	0	45,632	303,000	1,370,190	74,696	0	0	74,696	920	6,661,247	7,876,613	0	7,840,346	0	▲1215,366	
6	(財)滋賀県下水道公社	6,306,192	36,627	0	6,265,179	6,265,179	6,265,179	0	6,279,767	339,901	0	12,769	327,132	26,425	1,274,583	1,014,840	0	0	0	259,743	
7	(財)びわ湖遊楽公社	432,756	4,502	0	13,647	578	131,345	0	435,388	126,241	13,014	6,085	107,142	▲2,632	73,337,793	73,056,836	0	29,989,451	29,989,451	280,957	
8	(財)滋賀県緑化推進会	66,793	0	0	80	0	0	0	64,310	11,477	0	0	11,477	2,483	574,725	15,438	0	0	0	559,287	
9	(社)滋賀県社会福祉事業団	2,615,604	928,105	0	1,153,504	1,035,283	996,968	97,504	2,681,171	1,396,685	10,235	308,528	1,077,901	▲65,567	932,255	378,094	0	0	0	554,161	
10	(財)滋賀県動物保護管理協会	87,543	0	0	85,851	85,851	1,000	0	87,550	77,963	5,073	1,709	71,181	▲7	20,083	38,002	0	0	0	▲17,919	
11	(財)滋賀県産業支援センター	5,548,373	122,598	0	406,852	29,159	4,850	3,400,000	5,405,596	219,220	0	31,826	187,394	143,777	5,606,658	5,481,306	141,000	4,628,069	4,027,362	125,352	
12	(社)びわこコンピュータセンター	285,787	149,851	110,757	35,676	35,676	90,654	0	132,295	134,302	0	4,192	130,110	153,492	152,736	50,218	0	0	0	102,518	
13	(財)滋賀県陶芸の森	244,504	42,638	0	196,192	178,246	174,713	4,080	240,893	89,348	3,974	0	85,374	3,611	266,561	61,095	0	0	0	205,466	
14	(財)滋賀県国際協会	167,026	4,781	0	45,482	44,282	69,154	0	164,856	60,987	0	6,244	54,743	2,170	794,008	20,002	0	0	0	774,006	
15	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	75,739	0	0	10,552	0	11,325	0	75,002	24,214	0	1,729	22,485	737	103,328	2,919	0	0	0	100,409	
16	(財)滋賀県森林漁業後継者特別対策基金	28,066	0	0	0	0	12,656	0	27,531	11,409	0	0	11,409	535	888,171	34,202	0	0	0	853,969	
17	(財)滋賀県食肉公社	217,026	119,589	0	446	446	95,330	0	280,555	48,890	0	6,006	42,884	▲63,529	2,842,391	3,574,952	0	3,552,106	54,408	▲732,561	
18	(財)滋賀県水産振興協会	124,242	0	0	52,780	52,780	16,935	0	119,100	49,824	0	0	49,824	5,142	1,561,922	40,152	0	0	0	1,521,770	
19	(財)滋賀県建設技術センター	230,377	53,143	0	160,268	93,112	0	0	235,413	151,287	0	0	151,287	▲5,036	242,170	65,803	25,000	0	0	176,367	
20	滋賀県道路公社	4,838,688	4,010,657	0	0	0	0	0	4,834,480	205,241	3,276	13,225	188,740	4,208	75,018,779	62,006,213	4,000	5,740,493	0	13,012,566	
21	滋賀県住宅供給公社	554,878	185,780	0	346,011	346,011	3,087	0	624,476	177,979	6,541	9,127	162,311	▲69,588	3,489,121	923,679	4,632	0	244,265	0	2,565,442
22	(財)滋賀県体育協会	1,107,700	314,300	0	467,949	421,194	419,696	251,035	1,096,151	507,487	0	0	507,487	11,549	829,580	403,457	0	0	0	426,123	
23	(財)滋賀県暴力団追放推進センター	30,879	0	0	740	740	3,698	0	30,879	9,669	0	0	9,669	0	770,919	6,159	0	0	0	764,760	
24	50%以上委員が出身、または債務負担のある団体	28,124,570	6,725,297	110,757	12,206,144	10,605,976	9,803,703	1,287,705	27,926,283	5,038,637	128,451	477,722	4,430,464	198,287	198,996,705	168,016,158	8,058,192	2,578,619	54,647,602	35,086,474	28,980,547

番号	法人名	収入 (20年度決算)うち (A)		うち 委託事業 収入		うち 委託事業 収入		うち 委託事業 収入		支出 (20年度決算) (B)		うち 退職金 人件費		うち 退職金 人件費		うち 退職金 人件費		当期収支 差額 (A)-(B)	繰越 (20年度決算)	負債		正味財産	
		自主事業収入	うち 備基金	うち 備基金	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入			うち 委託事業 収入	うち 委託事業 収入		うち 委託事業 収入
24	財びわこ空港周辺整 備基金	403,322	0	0	0	0	0	0	0	403,135	0	0	0	0	0	0	0	0	187	1,178,400	0	0	61,841
25	財)滋賀県消防協会	36,706	0	0	0	0	0	0	0	36,349	10,511	620	9,891	357	534	0	0	0	357	91,283	0	0	90,749
26	財)国際湖沼環境委員 会	101,591	3,888	0	25,725	0	1,184	0	0	97,898	19,364	0	19,364	3,693	12,938	0	0	0	3,693	1,480,153	0	0	1,467,215
27	社)滋賀県森林公社	188,244	8,593	0	2,963	0	53,067	0	0	186,046	72,566	7,289	62,562	2,198	38,469,260	0	0	0	2,198	38,727,197	0	14,763,821	257,937
28	財)糸賀一雄記念財団	14,277	0	0	0	0	13,937	0	0	14,277	5,614	0	5,614	0	590	0	0	0	0	65,479	0	0	64,889
29	滋賀県信用保証協会	13,582,087	6,395,615	0	0	0	67,671	0	0	13,470,106	668,549	1,404	667,145	111,981	337,523,882	0	0	0	111,981	363,947,875	0	0	26,423,993
30	財)滋賀県食肉市場	284,473	235,309	0	0	0	28,996	0	0	369,776	186,597	680	185,917	▲85,303	432,608	80,000	0	0	▲85,303	243,779	0	102,814	▲188,829
31	財)滋賀県文化財保護 協会	1,446,190	19,573	2,540	793,182	0	229,290	0	0	1,435,329	392,887	27,490	361,100	10,861	584,671	0	0	0	10,861	705,719	0	0	121,048
	25%以上出資、かつ県 が筆頭の団体	16,056,890	6,662,978	2,540	821,870	788,369	407,392	0	0	16,012,916	1,356,088	36,863	1,311,593	43,974	378,141,042	80,000	0	0	43,974	406,439,885	0	14,866,635	282,988,843
	合計	44,181,460	13,388,275	113,297	13,028,014	111,394,345	9,938,815	1,695,097	3,703,000	-	1,100,513	43,939,199	6,392,725	165,314	485,354	5,742,057	242,261	603,436,590	8,138,192	2,578,619	69,514,237	41,190,077	57,279,390

Ⅲ これまでの公の施設の見直しに関する取組概要

1 取組経過と主な取組内容

(1) 公の施設の見直しについて（平成17年2月策定）

①施設のあり方の見直し

- ・廃止： 5施設（比叡山自然教室、鈴鹿自然教室、東海道自然歩道滋賀県案内所、老人福祉センター和風荘、信楽通勤寮）
- ・移管： 4施設（長浜文化芸術会館、安曇川文化芸術会館、八日市文化芸術会館、水口文化芸術会館）

②運営改善の取り組み

- ・共通の取組： 管理運営目標の設定、受益者負担・使用料等の見直し、利用料金制の導入、利用者意識の定期把握、運営状況の公表
- ・施設ごとの取り組み： 県民サービスの向上、利用率の向上・収入の確保、コスト削減

③指定管理者制度の導入

- ・平成21年度： 57施設で導入

(2) 新しい行政改革の方針（平成20年3月策定）

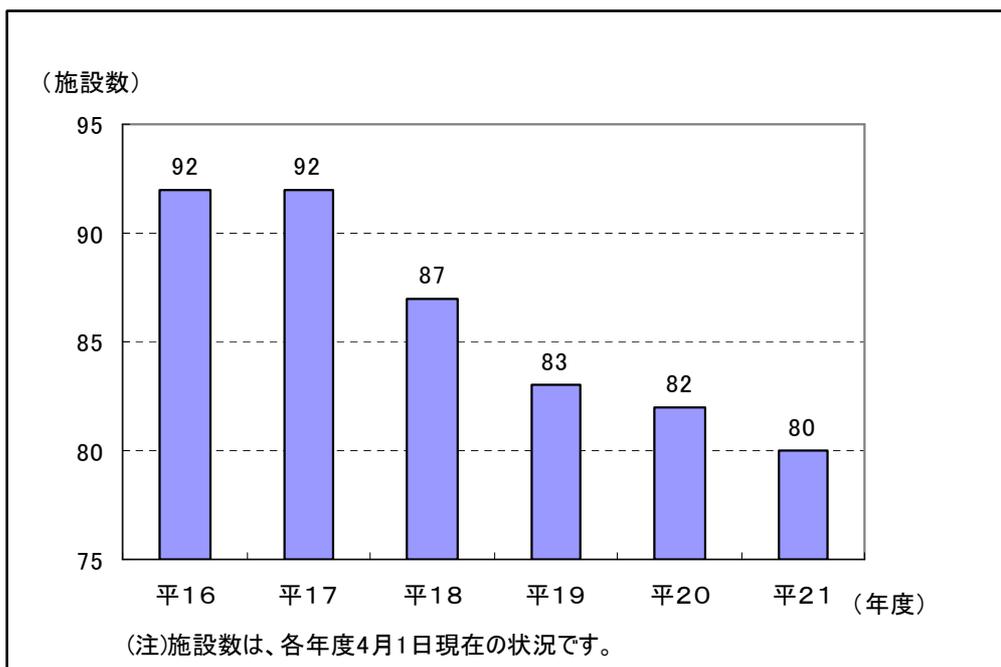
①「公の施設の見直しについて」によりとりまとめた方針による着実な実施

- ・廃止： 1施設（しゃくなげ園）
- ・休館： 1施設（琵琶湖文化館）

②指定管理者制度の一層の推進

- ・平成21年度 公募による実施 28施設

2 公の施設数の推移（平成16年度以降）



IV 見直し対象とした公の施設の概要

番号	施設名	開設年月	所在市町	設置目的	H21.4の 管理方法	公募・非 公募の別	指定管理者名 (H21.4.1現在)	指定管 理期限	収支の状況 (平成20年度決算額)		
									支出額 A (千円)	県一般財源 B (千円)	収入額等 A-B (千円)
1	男女共同参画センター	S61.11	近江八幡市	男女共同参画の推進・啓発	直営				102,713	89,456	13,257
2	びわ湖ホール	H10.9	大津市	舞台芸術の振興及び普及、県民の文化の向上	指定管理	非公募	(財)びわ湖ホール	23.3	1,538,435	1,034,532	503,903
3	滋賀会館	S29.6	大津市	文化の向上	指定管理	非公募	(財)滋賀県文化振興事業 団	22.3	85,355	35,602	49,753
4	文化産業交流会館	S63.4	米原市	文化の向上および産業の振興	指定管理	非公募	(財)滋賀県文化振興事業 団	23.3	284,914	220,529	64,385
5	しが県民芸術創造館	S63.6	草津市	芸術文化の鑑賞機会、文化活動の場の提供	指定管理	非公募	(財)滋賀県文化振興事業 団	23.3	227,829	182,839	44,990
6	希望が丘文化公園	S46.12	竜王町		指定管理	公募	(財)滋賀県文化振興事業 団	26.3			
7	希望が丘野外活動センター	S45.7	竜王町	自然環境の保護・活用、憩いの場の提供、文化、体育の向上	指定管理	公募	(財)滋賀県文化振興事業 団	26.3	595,014	483,886	111,128
8	青少年宿泊研修所	S47.4	竜王町		指定管理	公募	(財)滋賀県文化振興事業 団	26.3			
9	県民交流センター	H11.4	大津市	社会貢献活動、自発的活動、県民交流	指定管理	公募	ビューテック(株)	26.3	129,162	44,287	84,875
10	近代美術館	S59.4	大津市	美術鑑賞機会の提供、美術に対する理解	直営				319,426	257,380	62,046
11	琵琶湖博物館	H8.4	草津市	「湖と人間」の新しい共存関係の構築	直営				844,787	674,398	170,389
12	水環境科学館	H5.6	草津市	下水道の普及啓発、水環境学習	指定管理	公募	しがの水環境研究会	23.3	72,670	77,848	-5,178
13	琵琶湖流域下水道(湖南中部)	S57.4	草津市ほか	公共用水域の水質の保全	指定管理	非公募	(財)滋賀県下水道公社	23.3	3,635,359	363,299	3,272,060
14	琵琶湖流域下水道(湖西)	S59.11	大津市	公共用水域の水質の保全	指定管理	非公募	(財)滋賀県下水道公社	23.3	938,392	100,954	837,438
15	琵琶湖流域下水道(東北部)	H3.4	彦根市ほか	公共用水域の水質の保全	指定管理	非公募	(財)滋賀県下水道公社	23.3	1,495,373	135,661	1,359,712
16	琵琶湖流域下水道(高島)	H9.4	高島市	公共用水域の水質の保全	指定管理	非公募	(財)滋賀県下水道公社	23.3	430,256	68,922	361,334
17	近江富士花緑公園	H4.4	野洲市	緑化意識の高揚、豊かな心の醸成および健康の推進	指定管理	公募	近江鉄道ゆうグループ	26.3	83,985	72,081	11,904
18	きやんせの森	H13.4	米原市	森林と人との関わりについて学び、豊かな心を育む	指定管理	公募	滋賀北部森林組合	23.3	2,020	1,620	400
19	朽木いきものふれあいの里センター	H4.7	高島市	自然学習、自然保護意識啓発	指定管理	非公募	(有)グリーンカーガブ・ネイチャー・イノベーション研究所	25.3	19,757	18,400	1,357

番号	施設名	開設年月	所在市町	設置目的	H21.4の 管理方法	公募・非 公募の別	指定管理者名 (H21.4.1現在)	指定管理 期限	収支の状況(平成20年度決算額)		
									支出額 A(千円)	県一般財源 B(千円)	収入額等 A-B(千円)
20	三島池ビジターセンター	S50.5	米原市	水鳥の観察を通じた自然保護思想の普及啓蒙	指定管理	公募	特定非営利活動法人環境工房ころろ	23.3	3,859	3,800	59
21	日野溪園	S45.4	日野町	日常生活を営むことが困難な要保護者の入所における日常生活の支援	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	295,853	62,433	233,420
22	長寿社会福祉センター	H5.7	草津市	高齢者および障害者の自立と社会参加の促進	指定管理	公募	(社)滋賀県社会福祉協議会	23.3	171,309	108,078	63,231
23	福祉用具センター	H9.1	草津市	適合した福祉用具の普及	指定管理	公募	(社)滋賀県社会福祉協議会	23.3	65,797	67,020	-1,223
24	安土荘	S24.9	安土町	65歳以上で経済、環境等の理由により居宅において養護を受けることが困難な方の入所施設(養護老人ホーム)	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	207,208	25,408	181,800
25	長浜荘	S38.8	長浜市	65歳以上で経済、環境等の理由により居宅において養護を受けることが困難な方の入所施設(養護老人ホーム)	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	218,891	28,460	190,431
26	さつき荘	S41.3	日野町	65歳以上で経済、環境等の理由により居宅において養護を受けることが困難な方の入所施設(養護老人ホーム)	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	167,266	16,198	151,068
27	きぬがさ荘	S49.10	東近江市	60歳以上の方に無料または低額な料金で食事等の日常生活に必要な便宜を供与する入所施設(軽養老人ホーム)	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	93,270	67,729	25,541
28	福良荘	S50.5	長浜市	65歳以上の要介護認定を受けた方に、介護を提供する他に老人デイサービス事業等を実施(特別養護老人ホーム)	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	465,430	0	465,430
29	むれやま荘	S59.4	草津市	身体障害者等を対象とした、自立訓練や就労移行支援(身体障害者更生施設)	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	263,350	97,860	165,490
30	視覚障害者センター	H12.2	彦根市	視覚障害者のための情報提供、相談、コミュニケーション確保	指定管理	非公募	(財)滋賀県視覚障害者福祉協会	23.3	42,231	29,642	12,589
31	障害者福祉センター	H2.2	草津市	心身障害者のための相談、教養向上、健康増進、社会との交流促進	指定管理	非公募	(財)滋賀県身体障害者福祉協会	23.3	154,033	150,610	3,423
32	聴覚障害者センター	H7.10	草津市	聴覚障害者のためのコミュニケーション支援、情報提供、相談、養成研修	指定管理	非公募	(社)滋賀県聴覚障害者福祉協会	23.3	42,371	29,291	13,080
33	近江学園	S21.11	湖南市	知的障害児の保護並びに自立支援	直営				607,229	404,104	203,125
34	信楽学園	S27.4	甲賀市	知的障害児の職業訓練	指定管理	非公募	(社)滋賀県社会福祉事業団	23.3	238,131	113,550	124,581
35	びわ湖子ども国	H4.7	高島市	子どもに健全な遊びの場の提供、健康の増進、情操を豊かにする	指定管理	公募	(社)友愛	23.3	125,757	94,773	30,984
36	草津SOHOビジネスオフィス	H15.4	草津市	SOHO事業者支援による産業振興	指定管理	公募	(財)滋賀県産業支援プラザ	24.3	42,674	34,842	7,832
37	テクノフアクトリー	H13.3	草津市	新規事業、新分野の開拓者に対する製品化、事業化支援による産業振興	指定管理	公募	(財)滋賀県産業支援プラザ	24.3	13,803	-9,798	23,601
38	陶芸の森	H2.6	甲賀市	陶芸に関する理解の促進と交流の場の提供による陶器産業の振興と文化の向上	指定管理	非公募	(財)滋賀県陶芸の森	23.3	212,959	174,713	38,246

番号	施設名	開設年月	所在市町	設置目的	H21.4の 管理方法	公募・非 公募の別	指定管理者名 (H21.4.1現在)	指定管 理期限	収支の状況 (平成20年度決算額)		
									支出額 A (千円)	収入額等 A-B (千円)	
39	農業大学校	S44.4	安土町	農業を担う人材の養成、農業従事者に対する研修	直営			105,083	66,761	38,322	
40	醒井養鱒場	S4	米原市	増養殖用のマス類調査および技術の普及指導、種卵種苗の生産および安定的な供給による内水面漁業の振興	直営			89,175	21,437	67,738	
41	大津港公共港湾施設(2カ所)	S27.7	大津市	船舶の係留施設の設置、ターミナル設置、緑地整備	指定管理	公募	琵琶湖汽船(株)、(株)関西メンテナンス滋賀	26.3	81,727	8,883	72,844
42	彦根港公共港湾施設	S27.7	彦根市	船舶の係留施設の設置等	直営			7,333	2,366	4,967	
43	長浜港公共港湾施設	S27.7	長浜市	船舶の係留施設の設置等	直営			6,462	3,899	2,563	
44	竹生島港公共港湾施設	S42.3	長浜市	船舶の係留施設の設置等	直営			80	37	43	
45	びわこ地球市民の森	H14.7	守山市	旧野洲川尻川敷地の自然再生、県民の植樹活動の拠点	直営			50,393	50,393	0	
46	びわこ文化公園(文化ゾーン)	S55.7	大津市	レクリエーション活動、自然とのふれ合いの場の提供	指定管理	公募	近江鉄道ゆうグループ	26.3	48,439	48,275	164
47	奥びわこスポーツの森	S62.4	長浜市	レクリエーション活動、自然とのふれ合いの場の提供	指定管理	公募	NPO法人P.P.滋賀・マイトグループ	23.3	44,233	35,000	9,233
48	湖岸緑地(16か所)	S55.4	大津市他	レクリエーション活動、自然とのふれ合いの場の提供	指定管理	公募	近江鉄道ゆうグループ	26.3	186,230	186,230	0
49	春日山公園	H13.4	大津市	レクリエーション活動、自然とのふれ合いの場の提供	指定管理	公募	近江鉄道ゆうグループ	26.3	25,450	0	
50	尾花川公園	S29.4	大津市	レクリエーション活動、自然とのふれ合いの場の提供	指定管理	公募	近江鉄道ゆうグループ	26.3	1,643	0	
51	県営住宅(45団地)	S18~	県内13市町	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸	管理代行制度			416,790	10,875	405,915	
52	県立図書館	S18.6	大津市	図書の収集、整理、保存により、教養、調査研究、レクリエーションに資する	直営			391,001	387,687	3,314	
53	荒神山少年自然の家	S51.4	彦根市	集団宿泊生活を通じた健全な青少年の育成	直営			45,256	45,256	0	
54	長浜ドーム	H4.6	長浜市	心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興	指定管理	公募	(財)滋賀県体育協会	26.3	105,804	66,411	39,393
55	長浜ドーム宿泊研修館	H4.10	長浜市	県民文化の向上、湖北地域における青少年団体活動の拠点	指定管理	公募	(財)滋賀県青年会館	23.3	30,936	17,117	13,819
56	県立体育館	S45.10	大津市	心身の健全な発達と文化、体育・スポーツの普及振興	指定管理	公募	滋賀県体育協会グループ	26.3	69,804	39,029	30,775
57	栗東体育館	H6.11	栗東市	体操競技を通じた心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興	指定管理	非公募	(財)滋賀県体育協会	23.3	46,529	37,825	8,704
58	武道館	H5.7	大津市	武道を通じた心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興	指定管理	公募	滋賀県体育協会グループ	26.3	56,933	32,791	24,142
59	スポーツ会館	S59.8	大津市	スポーツ意識と競技力向上	指定管理	非公募	(財)滋賀県体育協会	23.3	79,029	50,162	28,867

番号	施設名	開設年月	所在市町	設置目的	H21.4の 管理方法	公募・非 公募の別	指定管理者名 (H21.4.1現在)	指定期限	収支の状況(平成20年度決算額)		
									支出額 A(千円)	県一般財源 B(千円)	収入額等 A-B(千円)
60	アイスマリーナ	H12.11	大津市	水上スポーツを通じて心身の健全な発達と 体育・スポーツの普及振興	指定管理	公募	SLグループ	23.3	54,985	32,698	22,287
61	彦根総合運動場	S44.10	彦根市	心身の健全な発達と体育・スポーツの普及 振興	指定管理	公募	(財)滋賀県体育協会	26.3	135,047	113,496	21,551
62	琵琶湖漕艇場	S46.4	大津市	ボート競技を通じて心身の健全な発達と体 育・スポーツの普及振興	指定管理	公募	(財)滋賀県体育協会	23.3	46,254	35,951	10,303
63	柳が崎ヨットハーバー	H8.11	大津市	ヨット競技を通じて心身の健全な発達と体 育・スポーツの普及振興	指定管理	公募	滋賀SSグループ	23.3	24,928	2,142	22,786
64	伊吹運動場	S54	米原市	ホッケー競技を通じて心身の健全な発達と 体育・スポーツの普及振興	指定管理	非公募	(財)伊吹山麓青少年育成 事業団	23.3	3,501	2,735	766
65	虎御前山教育センター	H11.3	虎姫町	野外における集団生活を通じて青少年の心 身の健全な発達	指定管理	非公募	虎姫町	23.3	5,005	3,723	1,282
66	比良山岳センター	S56.3	大津市	山岳競技を通じて心身の健全な発達と体 育・スポーツの普及振興	指定管理	非公募	志賀商工会	23.3	4,081	1,774	2,307
67	アーチェリー場	H6.4	愛荘町	アーチェリー競技を通じて心身の健全な発 達と体育・スポーツの普及振興	指定管理	非公募	愛荘町	22.3	643	371	272
68	ライフル射撃場	S55.5	大津市	ライフル競技を通じて心身の健全な発達と 体育・スポーツの普及振興	指定管理	非公募	特定非営利活動法人 滋 賀県ライフル射撃協会	23.3	1,257	508	749
69	琵琶湖文化館	S36.3	大津市	仏教美術を中心とした、文化の向上と観光 の振興	直営				34,468	34,467	1
70	安土城考古博物館	H4.11	安土町	郷土の文化財を保存、活用を通じて県民文 化の向上	指定管理	非公募	(財)滋賀県文化財保護協 会	23.3	152,396	127,960	24,436

外郭団体および公の施設の見直しに関する提言

滋賀県では、厳しい財政状況や社会情勢の変化に的確に対応するため、いち早く行政改革に着手し、特に、平成10年度以降は、数次にわたる財政構造改革に取り組み、その間、平成15年度から職員給与のカットを実施するほか、歳出全般にわたる大胆な見直しを進めてこられたところであり、県の裁量による政策的な経費は、大幅に減少するまでになっている。

しかしながら、三位一体の改革により地方交付税が大きく削減され、その不足を埋めるほど県税収入が伸びないことなどから、依然として厳しい財政状況が続いている。

さらに、昨年秋以降の世界的な景気後退を背景とした県税収入の落ち込みにより、今後、一層厳しい状況が見込まれ、これまでの取り組みからさらに一步踏み込んだ改革に着手せざるを得ない状況にある。このため、本委員会としても、去る7月2日に「行財政改革に関する提言」(別添資料)を行ったところである。

こうした県の財政状況も踏まえ、本委員会は、行政改革の重要な取り組み項目として、県が出資した法人のうち、その出資割合から滋賀県と密接な関係がある外郭団体を取り上げ、近年の社会情勢や法制度等の環境変化を受け、今後の見直しの方向について検討を行った。

また、外郭団体が実施している業務に関連して、県の公の施設のあり方についても見直していく必要があることから、併せて検討を行ってきたところであり、今般、外郭団体および公の施設の見直しについてその方向を取りまとめたので、別添のとおり提言する。

県におかれては、本提言の内容を真摯に受け止め、指定管理者制度の指定期間や公益法人制度改革の経過措置期間も勘案し、可能な限り具体的な取組工程を明らかにした5年程度の見直し計画を策定して、その取組を着実に進められたい。

なお、本提言は、現時点における諸情勢を前提とし、外郭団体および公の施設の必要性や効率性・効果性等を中心に検討してまとめたものであることから、今後の社会経済情勢の変化や県としての施策の重点化等の必要性を踏まえ、さらなる見直しに機動的に取り組まれるよう望むものである。

平成21年8月21日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県行政経営改革委員会

委員長 大道 良夫

I 見直しの基本的な考え方

1 見直しの必要性

外郭団体については、外部組織としての効率性や柔軟性、機動性等を活かして施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきた。

一方、分権改革が進展する中、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で県政経営を進めていくことが求められており、効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組んでいかなければならない。

こうした中、外郭団体についても、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組まれているところであるが、特に近年、次に掲げるような大きな環境変化が生じていることから、改めて今日的視点から外郭団体のあり方や県の関わり方について見直しを行っていく必要がある。

<外郭団体を取り巻く環境変化>

○新公益法人制度改革の施行

団体の公益性の認定が明確化され、既存の財団法人および社団法人についても、経過措置期間内（平成25年11月30日）に新制度による法人に移行する必要があるとともに、税制面における優遇措置の拡充等により活動の促進が期待される。

○指定管理者制度の導入

公の施設の管理を行ってきた団体については、公募による指定管理者の選定によって民間との競合関係が生じる。

○財政健全化法の施行

団体の財務状況が明らかになるとともに、県の健全化判断比率の一つである将来負担比率に反映されるようになる。

○厳しさを増す県の財政状況

厳しい財政状況や社会情勢の変化等に対応した県の施策の見直しに伴い、団体に対する県の関与の見直しが不可避となっている。

2 見直し対象団体

外郭団体の見直しに当たっては、法令により県の関与の手続きが明確に定められているものを除き、県がその設立に関わり、県と人的、財政的に密接な関係を有している団体で県の行財政運営に一定の影響が想定されるものを対象とすることが適当である。

このため、本提言においては、地方自治法に基づく出資法人に対する権限や他の出資団体との関係も踏まえ、県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ県の出資割合が最も高い法人（独立行政法人を除く。）を「外郭団体」と定義し、見直しの対象とする。

3 今後の外郭団体のあり方と県の関与について

(1) 今後の外郭団体のあり方

①自立した経営機能の発揮

これまで外郭団体は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にあったが、平成18年度に指定管理者制度が導入され、民間事業者との競合関係が生じてきたこともあり、自主的、主体的な経営が求められるようになってきている。

また、公益法人制度改革により、組織面や財政面での制度的充実が図られ、公共的分野における自主的、主体的な民間活動の展開が期待されていることから、今後は、県の人的、財政的支援に過度に依存することなく、自らの経営感覚が活かせる自立した経営体に転換していくことが必要である。

②環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、団体の運営にも大きな影響を及ぼすようになってきていることから、公共的分野における民間活動の担い手として団体が継続的に活動を展開していくためにも、団体自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して見直しを行い、固定的な業務の確実な執行を基本とした経営から、団体の目的に沿って、多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営を実現していく必要がある。

③透明性の確保

外郭団体は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、団体の状況が県民から見えにくい状況にあることから、活動の成果や財務状況等について、県民が理解し、判断できるように透明性を十分確保していく必要がある。

(2) 県の関与のあり方

①役割と責任の明確化

県の施策目的を達成するため、外郭団体の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と団体における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、あらかじめ外郭団体との役割分担とそれぞれの責任を明確にしておく必要がある。

②透明性の高い連携協力関係の構築

県は、施策目的を達成するため、人的、財政的関与などを通じて外郭団体と密接に関わっているが、民間事業者と同様、外郭団体は、県から独立した経営体であることから、

双方の関係については、より透明性を確保するとともに、団体の自主性や主体性を尊重しつつ、効果的に目的が達成できるような連携・協力関係を構築していく必要がある。

③経営状況の的確な把握

外郭団体は、自主的、主体的に活動を展開する独立した経営主体であるが、県は、出資者として団体が抱える課題に対して迅速に対処する必要があるため、その経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝えていく必要がある。

4 見直しの視点

外郭団体の見直しを行うに当たっては、団体が実施している業務そのものに着目し、原則として、次の視点と考え方によりゼロベースで見直しを進めていく必要がある。

① 社会ニーズ等との適合性

外郭団体の設立目的や事業が、次のように現在の県民や社会のニーズに対応したものとなっていない場合は、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 事業そのものの目的が既に達成されている。
- B) 社会情勢の変化により、事業そのものの意義が失われている。
- C) 他の方法で目的が達成できる。

② 民間市場での対応可能性

外郭団体の事業について、次のように民間市場で対応が可能な場合は、積極的に民間に委ね、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 民間市場で同様のサービスが提供されている。
- B) 規制緩和等により対象サービスに係る民間市場が拡大している。

③ 公的部門として対応すべき公共性・公益性

外郭団体の主たる事業について、次のように公的部門として対応すべき公共性や公益性が認められない場合は、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 民間市場で対応できない部分を補完する必要性がない。
- B) 新公益法人制度において、公益目的事業またはそれに準ずるものとして認められる公算が低い。
- C) セーフティネットとして維持する必要性がない。

④ 県としての役割や政策方針との整合性

外郭団体の主たる事業が、次のように県の果たすべき役割や政策方針と合致しなくなった場合は、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 県が進める政策の方向性と整合しなくなった。
- B) 他の行政主体との関係において県が担うべき役割に対応しなくなった。

⑤ 県の施策目的を達成する上での効果性・効率性

外郭団体の事業について、次のように、より効果的・効率的な対応が必要と考えられる場合は、その内容等に応じて、団体の廃止・統合や事業の見直し、または支援の縮小の方向で県の関与を見直す。

- A) 外郭団体を通じた施策展開よりも効率的・効果的な手法がある。
- B) 複数の団体が類似目的または同種分野の業務を行っている場合で、それらを統合して実施する方が全体として効率的または効果的である。
- C) 公の施設の管理業務において、指定管理者として期待される役割が有効に発揮されていない。
- D) 事業の採算性から判断して将来的にも改善が見込めない。
- E) 事業分野の性格等から、新公益法人制度における税制の優遇措置を活かした財源の調達が期待できる。

II 見直しの具体的な内容

1 個別団体についての見直しの方向

各団体の見直しの方向について、先に示した見直しの視点に沿って検討を行った結果、県は、次に掲げる方向で見直しを進めていく必要がある。

(1) 廃止

団体名	見直しの内容	視点
(財)びわこ空港周辺整備基金	県の空港計画が凍結されており、団体の本来的な活動は行われておらず、また、今後の見通しも立っていないことから、公益法人制度改革の移行期間内に団体を廃止する方向で見直すべきである。	①B ④A
(財)滋賀県下水道公社	下水道施設の管理業務の大半が、団体から民間事業者へ委託されていることから、施設管理については、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、包括的民間委託や公募による指定管理者制度などを活用して民間に委ね、団体については、廃止する方向で見直すべきである。	②B ⑤A

団体名	見直しの内容	視点
(財)糸賀一雄記念財団	団体の主たる業務が、県の補助金により実施されているため、より効果的かつ効率的な事業展開を図る観点から、県が直接実施するなど、業務の実施方法について検討を行い、団体については、3年を目処に廃止する方向で見直すべきである。	⑤A
滋賀県住宅供給公社	住宅需要が低下するとともに、民間でも住宅供給の目的が果たせるため、県営住宅については、現行の管理代行期間内（平成23年度）に指定管理者制度も含めて新たな管理形態を検討し、団体については、廃止する方向で見直すべきである。	①B ②B

(2) 統合

団体名	見直しの内容	視点
(財)滋賀県文化振興事業団	施設管理への民間参入や施設の移管等の見直しに対応して、団体の業務を整理・縮小するとともに、文化系のソフト機能については、(財)びわ湖ホールに統合して効果的な施策展開を図り、団体については、将来的に廃止を含めて検討するべきである。	②A ④B ⑤B
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	障害者雇用支援センターに係る国制度が廃止され、民間の就労移行支援事業所の一つとなったことを踏まえ、これまでの活動実績を活かし、3年を目処に障害者の就労支援等に関する業務を担っている団体へ機能統合し、団体については、廃止する方向で見直すべきである。	②B ⑤B

(3) 縮小

団体名	見直しの内容	視点
滋賀県土地開発公社	近年の公共事業等の動向から、公共用地の先行取得業務については、その意義が低下していることや、工業団地開発についても、継続して業務を展開できるか不透明であることから、所有土地の整理を進めるとともに、将来的に廃止の方向で公社のあり方を検討するべきである。	①B
(財)滋賀県消防協会	消防に関する事務が市町の業務であることを踏まえ、県の関与を縮小するとともに、県域団体としての役割を見直し、将来的に団体のあり方を検討するべきである。	④B
(財)滋賀県動物保護管理協会	業務の効率的な執行を図るため、民間委託の活用などを含めた実施手法の見直しを行うことにより、段階的に業務の縮小を進めることとし、将来的には県の直営とする方向で見直すべきである。	⑤A

団体名	見直しの内容	視点
(財) 滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	近年の業務量等の実態を踏まえ、公益法人制度改革への対応の中で、業務の整理を行う方向で見直すべきである。	①B
(財) 滋賀県建設技術センター	県関係の研修や業務支援などは、実質的に県で対応できると考えられることから、市町支援などに特化し、業務の縮小を進めるとともに、今後、市町技術職員の研修や市町合併等による市町職員の能力向上に応じて、市町支援に関する業務についても縮小し、将来的に廃止を含めて検討するべきである。	⑤A
(財) 滋賀県体育協会	公益法人制度改革を踏まえ、経営基盤を強化し、経営の自立化を図り、県の関与を縮小するとともに、施設管理業務については、指定管理者制度への民間事業者の参入状況も踏まえながら縮小を図り、スポーツ振興における県域団体としての役割を果たせるよう団体のあり方を抜本的に見直すべきである。	②A ⑤E

(4) 自立性の拡大

団体名	見直しの内容	視点
(財) 淡海文化振興財団	公益法人制度改革を踏まえ、民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するとともに、5年を目処に真に担うべき役割を抜本的に見直し、廃止も含めて団体のあり方を検討するべきである。	⑤A ⑤E
(財) びわ湖ホール	団体の活動に対する県民理解を深めるとともに、公益法人制度改革を踏まえ、県民からの寄附を含め幅広い民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小することとし、5年を目処にその具体的な見通しが立たない場合は、団体のあり方について検討するべきである。	⑤E
(財) 国際湖沼環境委員会	国際連合環境計画国際環境技術センターの支援財団という機能を担っているものの、持続可能な財政運営が困難な状況にあることから、公益法人制度改革を踏まえ、団体の特性を活かした県域を超える民間資金を導入して経営の自立化を図るべきである。	⑤E
(社福) 滋賀県社会福祉事業団	民間との競争を前提とした経営改革を進め、県の関与を縮小するとともに、主たる業務である施設管理業務が他の主体に移管された場合は、業務量に応じて組織体制を縮小または廃止する方向で見直すべきである。	②A ③A ⑤A

団体名	見直しの内容	視点
(財)滋賀県産業支援プラザ	公益法人制度改革も踏まえ、経済界が主導的役割を果たす経営体制をめざし、自主事業への取組のほか、基本財産や事業運営に対して民間資金を積極的に導入して経営基盤の強化を進めていくことにより、県の関与を縮小するべきである。	⑤E
(社)びわこビジュアルビューロー	社団としての特性や公益法人制度改革も踏まえ、会員を含めた民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するべきである。	⑤E
(財)滋賀県陶芸の森	地域との連携による効果的な産業振興の取組を推進しつつ、施設機能の見直しに応じた業務の集中化や施設利用の拡大などにより経営改善を進めるとともに、公益法人制度改革も踏まえ、民間資金等を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するべきである。	⑤E
(財)滋賀県国際協会	公益法人制度改革を踏まえ、会費や民間資金を積極的に導入して経営の自立性を高めることにより、県の関与を縮小するとともに、市町や同種団体との役割を明確にし、県域での総合調整や補完機能に特化するなど、事業を抜本的に整理する方向で見直すべきである。	④B ⑤E
(財)滋賀県水産振興協会	持続的な経営が行えるよう、真に必要な事業に特化するとともに、より効率的かつ効果的な事業実施を進めることにより、県の関与を縮小するべきである。	⑤A
(財)滋賀県暴力団追放推進センター	公益法人制度改革を踏まえ、民間資金を積極的に導入して、県の関与を縮小するとともに、相談業務について、その実態や関係機関との役割分担を踏まえて見直しを行うべきである。また、将来的には、団体のあり方についても検討するべきである。	⑤A ⑤E

(5) 経営改善

団体名	見直しの内容	視点
(財)滋賀県緑化推進会	公益法人制度改革も踏まえ、さらに基本財産の充実を図り、経営改善を進めるとともに、事業の成果を明確にし、滋賀県らしい特色ある活動の展開など募金の有効活用が図られるよう取り組むべきである。	⑤E
滋賀県道路公社	有料道路等の維持管理の合理化、効率化を進めるとともに、計画期間終了後を見据え、公社のあり方を検討するべきである。	⑤A
(財)滋賀県文化財保護協会	発掘、保存管理、研究等の本来の業務分野に集中化するとともに、今後の業務量の変動に柔軟に対応できるよう、経営改善に取り組むべきである。	⑤A

(6) 抜本的経営見直し

団体名	見直しの内容	視点
(財) 滋賀県環境事業公社	産業廃棄物の受入量確保に向けた営業努力を一層強化するとともに、早急に処分量等の動向を見極め、平成22年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業の休止なども含めて経営のあり方を抜本的に見直すべきである。	⑤D
(社) 滋賀県造林公社	将来的にも分収造林事業についての採算の見通しが不明なことから、現在、手続き中である特定調停の結果も見極めながら、収益確保に向けて努力しつつ、廃止も含めて公社のあり方や今後の対応を検討するべきである。	⑤D
(財) びわ湖造林公社	将来的にも分収造林事業についての採算の見通しが不明なことから、現在、手続き中である特定調停の結果も見極めながら、収益確保に向けて努力しつつ、廃止も含めて公社のあり方や今後の対応を検討するべきである。	⑤D
(財) 滋賀食肉公社	(株) 滋賀食肉市場とともに、営業強化による収入確保やコスト削減などにより経営改善を強力に進めつつ、平成22年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業の縮小等抜本的な経営の見直しを行うべきである。	⑤D
(株) 滋賀食肉市場	営業強化による収入確保やコスト削減などにより経営改善を強力に進めつつ、平成22年度上半期中に経営改革プランを策定し、事業の縮小等抜本的な経営の見直しを行うべきである。	⑤D

2 外郭団体の経営改革に向けて

引き続き存続する外郭団体については、それぞれの分野における公共的活動の担い手として、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう、県は、出資者として団体の自主性を尊重しつつ、次の取り組みを進めていく必要がある。

(1) 自主的・自立的経営の推進

① 組織体制

県から独立した経営機能を発揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があり、団体の代表者への知事および副知事の就任については、県としての経営責任を果たすためやむを得ない場合を除き、原則として見直していくことが必要である。

また、県職員の団体への派遣や県退職職員の役職員への登用についても、団体の要請に基づき、必要最小限の範囲にとどめるとともに、外部から専門性や経験に優れた人材を積極的に登用するような取組も必要である。

②財政基盤の強化

団体の自主性を高めていくためには、財政の自立性を高めていくことが必要不可欠であり、県の受託事業や財政支援に過度に依存しない財務体質を確立することは、団体の継続的な活動を確保する観点からも極めて重要である。

このため、民間資金の導入等を積極的に推進し、県の財政的関与を縮小していくとともに、経常的な運営費だけでなく、基本財産等団体の基礎となる財産についても民間資金を積極的に導入し、経営基盤の強化に努める必要がある。

(2) 経営目標を明らかにした計画の策定

外郭団体が自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開していくためには、経営全般にわたる中長期的な目標と具体的な取組を明確にする必要があることから、中長期の経営計画を策定するとともに、毎年度、具体的な目標を定めて取り組んでいく必要がある。

(3) 経営評価の実施

外郭団体がより効果的な事業展開を行っていくためには、活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に活かしていくマネジメントサイクルを確立していく必要がある。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、団体自らが活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにするしくみを設ける必要がある。

また、県としても、出資者として団体の果たすべき役割や財務状況のほか、活動の実態を適切に把握し、評価していく必要がある。

(4) 情報公開の推進

県が関与している外郭団体については、県民の関心も高く、その透明性を高める観点から、活動状況や財務状況のほか、経営評価も含め団体自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供していく必要がある。

また、県としても、外郭団体に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供していく必要がある。

(5) 定期的な見直しの実施

外郭団体については、社会情勢等の変化に対応して適時に見直しを行う必要があることから、5年程度をめぐりに外部の視点を入れて点検を行う必要がある。

3 見直しを進めるに当たって

- (1) 次に掲げる団体については、法律や国の方針等をもとに、全国的な枠組みとして各都道府県に設置されているが、地方分権改革が進められる中、都道府県ごとに設置する必要性やその活動のあり方等についても、改めて見直すべき時期にきていると考えられる。

このため、県自ら取り組むべき改革を進めていくと同時に、こうした団体のあり方について、国等関係団体に積極的に提案し、見直しを働きかけられたい。

(財) 滋賀県消防協会

(財) 滋賀県緑化推進会

(財) 滋賀県農林漁業後継者特別対策基金

(財) 滋賀県体育協会

(財) 滋賀県暴力団追放推進センター

- (2) 公益法人制度改革への対応において、今後、一般財団法人または一般社団法人に移行することとなる団体で、税制上の優遇措置の適用を受けることができず、効果的かつ効率的な公共的活動が見込めなくなるものについては、団体のあり方について改めて見直しを行う必要がある。
- (3) 外郭団体の見直しに伴い団体の解散や規模の縮小等が行われる場合、当該団体の職員の雇用に関する問題が生じてくるが、基本的には、当該団体が自主的に判断して対応すべきものである。しかしながら、県が設立に関わり、その運営に対しても相当の関与を行ってきた場合にあっては、その状況に応じて、職員の再就職等に向けた団体の取組に対して可能な範囲で協力していくことが必要である。
- (4) 外郭団体の見直しを着実に進めていくためには、各団体の理解と協力を得つつ、出資者としてその経営に関し必要な対応を行っていく必要があることから、県としても、全県的、全庁横断的な観点から見直しの進行管理や推進に向けた取り組みができる仕組みを整備し、積極的に改革を進めていく必要がある。

I 見直しの基本的な考え方

1 見直しの必要性

公の施設については、県民ニーズに応じた行政サービスを提供する観点から、サービスの向上と効率的な管理運営に努めているが、県の財政状況が厳しいことを踏まえ、平成17年2月に「公の施設の見直しについて」を策定するとともに、「新しい行政改革の方針（平成20年3月策定）」に基づき、施設の廃止等に取り組みられてきたところである。

しかし、現在、県は巨額の財源不足が見込まれるという、かつて経験したことのない危機的な状況に直面している。このため、公の施設についても、スピード感を持って、県が本来担うべき役割に照らし、より施設を有効かつ効率的に運営するという観点で、施設の必要性を含めて、そのあり方について抜本的な見直しを行っていく必要がある。

2 見直し対象施設

本提言においては、平成20年3月「新しい行政改革の方針」で対象とした83施設のうち、既に廃止または廃止の方針が決定している施設や法による必置施設を除く70施設を見直しの対象とする。

3 見直しの視点

公の施設の見直しに当たっては、施設の設置目的、施策上の位置付け、類似施設の整備状況、社会経済情勢、県民ニーズの変化、施設の利用状況等を踏まえて県が引き続き当該施設によるサービスの提供が必要かどうかについて、次の視点からゼロベースで見直しを行う必要がある。

①県の設置目的を果たしているか

市町や民間でできること、やるべきことは市町で、民間でという視点、また、県がやらなければ誰もその施設サービスを提供しないか、県が提供するのにふさわしいサービスか（施設機能が圏域全体または広域的な利用を想定した中核施設としての役割か）という視点から見直しを行う必要がある。

②個々の施設機能を移転・一体管理できないか

ハードとソフトを分離して検討し、施設機能を他施設に移転することにより効果的な実施となるか、一体的に管理することで効率的に運営ができないか、など個々の施設単位だけではなく、横串の視点から見直しを行う必要がある。

II 見直しの具体的な内容

1 個別施設についての見直しの方向

各施設の見直しについては、県立施設の必要性という視点から検討を行い、存続すべき必要がない施設については、廃止、移管、売却の方向で見直しを行う必要がある。

また、県立施設として存続すべき施設についても、施設機能の移転や一体管理、管理運営方法等について見直しを行う必要がある。

具体的には、次に掲げる内容で見直しを進めていく必要がある。

① 施設としての必要性から見直すべきもの

次のように、提供するサービスについて、県以外にも代替機能があるなど、県立施設としての必要性が低い場合は、廃止することとし、可能なものについては移管や売却の方向で見直すべきである。

なお、市町への移管にあたっては、移管後の円滑な事業実施が図られるよう一定の配慮が必要である。

- a. 老朽化などの事情により施設機能の維持ができず、また、県の財政状況により施設の建て替えができない。
- b. 施設の利用者が少数に限られており、他のサービス提供方法が考えられる。
- c. 国や市町、民間の施設に代替の機能がある。
- d. 利用者の大半が特定の団体であり、将来、取りこわしの予定がある。

A. 廃止（7施設）

施設名	今後の方向性	理由
滋賀会館	びわ湖ホールが建設され、また、県内の各市町に文化ホールが整備されていることや、老朽化により文化会館機能を維持できないことから、施設の活用は困難であり、早急に廃止すべきである。	a c
しが県民芸術創造館	県内の各市町に文化ホールが整備され、市町ホールにおける芸術創造活動が進展するなど、同館を現在の役割に位置づけた時点に比べ、ホールを取り巻く状況が変わってきていることから、可能な限り早期に廃止すべきである。なお、移管や売却が可能な団体等がある場合は、その検討を行うこと。	c
県民交流センター	近隣に類似施設があり、利用率も低いことから、現在の指定管理期間終了後（平成25年度）、施設を廃止すべきである。廃止後の施設については、他の用途への転換を検討すべきである。	c

施設名	今後の方向性	理由
水環境科学館	水環境に対する学習・啓発については、琵琶湖博物館など類似施設があり、下水道の啓発は琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターで実施し、現在の指定管理期間終了後(平成22年度)、施設は廃止すべきである。なお、移管や売却が可能な団体等がある場合は、その検討を行うこと。	c
虎御前山教育キャンプ場	県内市町や民間に類似の施設機能を持った施設が整備されていることから、現在の指定管理期間終了後(平成22年度)、施設を廃止すべきである。なお、移管や売却が可能な団体等がある場合は、その検討を行うこと。	c
アーチェリー場	利用者が特定の団体に限られており、スマートICの建設による施設の取りこわしが予定されていることから、施設を廃止すべきである。	d
琵琶湖文化館	老朽化により博物館機能を維持できないことから、廃止が適当である。ただし、3,600点を超える寄託品を含め5,000点以上の文化財を収蔵しており、別の展示保存施設が確保されるまでの間は、必要な管理を行うこと。	a

次のように、利用者が特定の地域に偏るなど、県域全体、または広域的な利用を想定した中核施設としての必要性が低い場合は、市町への移管または団体、民間等への売却、もしくは施設の機能やあり方の抜本的な見直しを行うべきである。

また、移管、売却が不調となった場合は、原則として廃止の方向で見直すべきである。

なお、市町への移管にあたっては、移管後の円滑な事業実施が図られるよう一定の配慮が必要である。

- a. 利用が所在地周辺の住民や一部の団体によるものが大半である。
- b. 県以外が運営する方が施設の機能が十分発揮できる。
- c. 現状のソフト機能では施設が十分に活用されていない。

B. 移管・売却(17施設)

施設名	今後の方向性	理由
きゃんせの森	利用者の大半が地元住民であり、米原市への移管を検討し、不調の場合は、現在の指定管理期間終了後(平成22年度)、廃止すべきである。	a
朽木いきものふれあいの里センター	近隣施設のグリーンパーク思い出の森と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、高島市への移管を検討し、不調の場合は、現在の指定管理期間終了後(平成24年度)、廃止すべきである。	b

施設名	今後の方向性	理由
三島池ビジターセンター	近隣施設のグリーンパーク山東と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、米原市への移管を検討し、不調の場合は、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、廃止するべきである。	b
日野溪園、安土荘、長浜荘、さつき荘、きぬがさ荘、福良荘	民間で同種のサービスが提供されていることから、施設の機能や利用者実態などを踏まえ、現在の指定管理期間中（平成22年度）に民間への移管等について検討し、不調の場合は、抜本的にあり方を見直すべきである。	b
醒ヶ井養鱒場	入場者が減少していることや、生産技術は確立していることから、平成23年度までに民間への売却を検討し、不調の場合は、抜本的にあり方を見直すべきである。	b
奥びわスポーツの森	県域施設としての機能よりも、湖北地域のスポーツレクリエーション施設としての役割が大きいことから、長浜市への移管を検討し、不調の場合は、施設機能を見直し、多額の費用を要する施設については、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、廃止するべきである。	a
荒神山少年自然の家	地元の利用が多く、また、近隣に体育施設等もあり、効果的・効率的な運営が期待できることから、彦根市への移管を検討し、不調の場合は、平成23年度までに廃止するべきである。	b
栗東体育館	利用者の大半が地元住民や団体であり、栗東市への移管を検討し、不調の場合は、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、廃止するべきである。	a
柳が崎ヨットハーバー	利用者の大半が特定団体であり、民間への売却を検討し、不調の場合は、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、廃止するべきである。	a
伊吹運動場	利用者の大半が地元団体であり、米原市への移管を検討するべきである。不調の場合は、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、廃止するべきである。	a
比良山岳センター	近隣施設の比良げんき村と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、大津市への移管を検討し、不調の場合は、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、廃止するべきである。	b
ライフル射撃場	利用者が特定団体に限定されており、民間への売却を検討し、不調の場合は、現在の指定管理期間終了後（平成22年度）、廃止するべきである。	a

C. 抜本的な見直し（2施設）

施設名	今後の方向性	理由
長寿社会福祉センター	会議室等の利用率が低いことから、施設機能を抜本的に見直し、活性化策について早急に検討するべきである。	c
びわ湖こどもの国	施設が一層有効に活用されるよう、湖畔を生かした環境学習施設への移行や民間等への移管・売却などを含め、今後のあり方について、現在の指定管理期間内（平成22年度）に検討するべきである。	c

② 施設機能の効率性や効果性から見直すべきもの

県立施設として存続する必要がある施設についても、施設の利用者ニーズや利用状況、機能面などが、次のような場合、事業のスリム化など、施設機能の移転、縮小の方向で見直すべきである。

- a. 利用者ニーズの変化や老朽化により利用率の低い施設・設備がある。
- b. 機能を他施設に移転して実施することが可能である。
- c. 設置目的や事業内容に関連性の強い施設があり、連携することにより効果が高まると考えられる。

D. 一部閉鎖（3施設）

施設名	今後の方向性	理由
希望が丘文化公園、希望が丘野外活動センター、青少年宿泊研修所	多くの施設を有しているが、利用状況に差があるため、真に必要な機能を絞り込み、利用率が低い施設については指定管理期間終了後（平成25年度）、閉鎖するべきである。	a

E. 移転（2施設）

施設名	今後の方向性	理由
男女共同参画センター	施設が老朽化し、多額の修繕費用を要することが見込まれることから、廃止を提言している県民交流センターへ移転するなど、現有施設を廃止する方向で検討するべきである。	b
福祉用具センター	リハビリテーション関係施設と離れており、また、連携して実施することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、リハビリテーションセンターやむれやま荘などへの関連施設へ指定管理期間終了後（平成22年度）移転するなど統合を図るべきである。	b c

③ 管理運営の効率性、効果性から改善が必要なもの

現状維持として存続する施設についても、施設の活用や管理運営について、次のような場合、一体的な管理、コストの縮減、管理運営方針見直し、収入増加策などについて早急に検討を行い、改善を図るべきである。

- a. 類似した施設が隣接しているが、一体的な活用が図られていない。
- b. 多額の管理経費や修繕費が将来発生することが見込まれる。
- c. 廃止予定の類似施設がある。
- d. 施設の機能が十分に発揮されていない。
- e. 収入を増加させる工夫の余地がある。

F. 運営改善（42施設（希望が丘文化公園等3施設を含む））

施設名	今後の方向性	理由
びわ湖ホール	中長期的な維持管理コストの縮減策および収入増加策の検討を行うべきである。 しが県民芸術創造館を廃止することから、その機能をびわ湖ホールに統合するべきである。	b e c
文化産業交流会館	文化と産業の振興といった二つの機能を持つ施設であることから、施設の望ましい運営のあり方について検討するとともに、次回の指定管理者の選定に当たっては、公募化を検討するべきである。	d
希望が丘文化公園、希望が丘野外活動センター、青少年宿泊研修所	近隣施設の近江富士花緑公園と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、近江富士花緑公園を含めて管理運営を行うべきである。	a
近代美術館	入館者数が年々減少していることから、県民ニーズに合った企画・展示内容等を検討するなど、経営的な視点からの見直しを行うべきである。	d e
琵琶湖博物館	入館者数が年々減少していることから、県民ニーズに合った企画・展示内容等を検討するなど、経営的な視点からの見直しを行い、また、外部資金を取り込む方法について検討するべきである。	d e
流域下水道4施設（湖南中部、湖西、東北部、高島）	今後も継続して管理していく必要があることから、現在の運営方法を見直し、施設の望ましい管理運営のあり方について、検討するべきである。	b
近江富士花緑公園	近隣施設の希望が丘文化公園と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、希望が丘文化公園を含めて管理運営を行うべきである。	a
むれやま荘	次回の指定管理者の選定に当たっては、公募化を検討するべきである。	d

施設名	今後の方向性	理由
視覚障害者センター、障害者福祉センター、聴覚障害者センター、近江学園	今後の施設運営について、経費削減に努めつつ、適正な管理に努めるべきである。	b
信楽学園	次回の指定管理者の選定に当たっては、公募化を検討するべきである。	d
草津SOHOビジネスオフィス	自立して経営ができるよう、賃料を上げるなどの方策を検討するべきである。	e
テクノファクトリー	入所者が減少していることから、入所者の増加を図る方策を検討するべきである。また、今後の利用状況を見極め、場合によっては、廃止についても考えていくべきである。	e
陶芸の森	伝統産業、観光などに貢献するような施設の機能や管理運営方法について見直し、検討するべきである。	d
農業大学校	今後の施設運営について、経費削減に努めつつ、適正な管理に努めるべきである。	b
公共港湾施設（大津港）	今後の管理経費や修繕費用に多額に費用を要することが見込まれることから、増収策について検討するべきである。	e
公共港湾施設（彦根港、長浜港、竹生島港）、びわこ地球市民の森、湖岸緑地、春日山公園、尾花川公園	今後の施設運営について、経費削減に努めつつ、適正な管理に努めるべきである。	b
びわこ文化公園	美術館や図書館等との連携を図り、公園の機能を高め、来園者数を増加させるための効果的な管理運営について検討するべきである。	d
県営住宅(45団地)	管理代行制度が終了することから、平成23年度以降の管理方針について検討するべきである。	d
図書館	今後の施設運営について、経費削減に努めつつ、適正な管理に努めるべきである。	b
長浜ドーム	近隣施設の長浜ドーム宿泊研修館と一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、長浜ドーム宿泊研修館を含めて管理運営を行うべきである。	a
長浜ドーム宿泊研修館	近隣施設の長浜ドームと一体的に管理することにより、効果的、効率的な運営が期待できることから、長浜ドームを含めて管理運営を行うべきである。	a
県立体育館、武道館、スポーツ会館、アイスアリーナ、彦根総合運動場、琵琶湖漕艇場	特定の団体に片寄せず、幅広い利用がある施設であるが、今後、施設の管理経費や修繕費用に多額の費用を要することが見込まれることから、施設の修繕や管理について効果的・効率的な方策を検討するべきである。	b

施設名	今後の方向性	理由
安土城考古博物館	入館者数が年々減少していることから、県民ニーズに合った企画・展示内容等を検討するなど、経営的な視点からの見直しを行うべきである。	d e

2 公の施設の運営改善に向けて

引き続き存続する公の施設については、施設の機能を十分に発揮できるよう、県は、運営面や利用面の工夫や、指定管理者制度の活用により、次の取り組みを進めていく必要がある。

(1) 利用率の向上、収入の確保

県民の利用が低調である施設等については、利用率の向上を図り、収入を確保する必要がある。このため、積極的な営業活動の実施や、広報活動の充実、近隣施設との連携強化等に取り組んでいく必要がある。

(2) 県民サービスの向上とコスト縮減策

サービスの質の向上およびコスト縮減については、利用率の向上や収入の確保にもつながることから、一層の取り組みが必要である。このため、施設間でのコスト縮減策の共有や利用料金の設定に関する検証、自己評価などによるニーズの的確な把握や改善策の検討に努める必要がある。

(3) 指定管理者制度の運用の向上

指定管理者制度は、平成18年度より導入を行い、サービス向上及びコストの縮減に大きく寄与してきたところであるが、指定管理者のモニタリング等による検証を行い、運用の向上に向けて取り組んでいく必要がある。

3 見直しを進めるに当たって

- (1) 公の施設の見直しを着実に進めていくため、全県的、全庁横断的な観点から見直しの進行管理や推進に向けた取組ができる仕組みを整備し、積極的に取り組んでいく必要がある。
- (2) 今後、施設を取り巻く環境に変化が生じた場合や県の施策について重点化等の見直しが必要となる場合は、改めて施設のあり方について検討するべきである。